

平成31年度農村振興局関係予算 概算決定の概要

目 次

平成31年度農村振興局関係予算 概算決定の概要	1
平成31年度国営事業着手地区等について	5
平成31年度農林水産関係予算 概算決定の重点事項【農村振興局】	8

公共事業

農業農村整備事業	12
国営かんがい排水事業	14
国営農地再編整備事業	16
国営総合農地防災事業	17
農業競争力強化基盤整備事業	18
農業競争力強化農地整備事業	19
農地中間管理機構関連農地整備事業	22
水利施設等保全高度化事業	23
農村地域防災減災事業	24
土地改良施設突発事故復旧事業	26
土地改良区体制強化事業	27
農山漁村地域整備交付金	28
農業水利施設の緊急対策	30
ため池の緊急対策	31
海岸堤防等の緊急対策	32
直轄海岸保全施設整備事業	33
海岸保全施設整備事業（補助）	34
災害復旧等事業（農地・農業用施設等）	35

非公共事業

農地耕作条件改善事業	36
農業水路等長寿命化・防災減災事業	39
農家負担金軽減支援対策事業	41
日本型直接支払	42
中山間地農業ルネッサンス事業	46
農山漁村振興交付金	48
「農泊」の推進	49
山村活性化支援交付金	50
鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	51
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	52
有明海再生対策	53

<平成30年度補正予算>

平成30年度農林水産予算補正予算の概要【農村振興局】	54
----------------------------	----

公共事業

平成30年度第2次補正予算における農業農村整備事業関係予算の概要	56
農業水利施設の緊急対策（再掲）	30
ため池の緊急対策（再掲）	31
海岸堤防等の緊急対策（再掲）	32
災害復旧等事業	60

非公共事業

中山間地域所得向上支援対策	61
鳥獣被害防止総合対策交付金（再掲）	51
特殊自然災害対策施設緊急整備事業（再掲）	52

平成30年12月

農林水産省

平成31年度 農村振興局関係予算 概算決定の概要

(単位:億円)

事 項	30年度 当初予算額	30年度 補正予算額	31年度 概算決定額			
			「臨時・特別 の措置」を除く A	「臨時・特別 の措置」 B	概算決定額 A + B	対前年度比 (%)
一般会計						
公共事業	4,242	2,055	4,306	566	4,872	114.9%
農業農村整備事業	3,211	1,413	3,260	511	3,771	117.5%
農山漁村地域整備交付金	917	50	927	50	977	106.6%
海岸事業	33	5	36	5	41	123.5%
災害復旧事業等	82	587	83	—	83	101.7%
非公共事業	1,552	85	1,569	—	1,569	101.1%
農村振興局 予算総額	5,794	2,140	5,875	566	6,441	111.2%

- (注) 1 計数整理の結果、異動を生じることがある。
 2 農山漁村地域整備交付金は、林野庁及び水産庁分を含む農林水産省の全体の額である。
 3 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

農業農村整備事業関係予算 概算決定の概要

(単位:億円)

	30年度 予算額	31年度概算決定額			30年度 補正追加額 (1次・2次) D	合計 C+D
		「臨時・特別の 措置」を除く A	「臨時・特別 の措置」 B	概算決定額 C=A+B		
農業農村整備事業(公共)	3,211	3,260 (101.5%)	511	3,771 (117.5%)	1,413	5,184 (161.5%)
農業農村整備関連事業(非公共)	499	508 (101.8%)	-	508 (101.8%)	40	548 (109.9%)
〔 農地耕作条件改善事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 〕						
農山漁村地域整備交付金(公共) (農業農村整備分)	639	650 (101.7%)	35	685 (107.1%)	35	720 (112.6%)
計	4,348	4,418 (101.6%)	546	4,963 (114.1%)	1,488	6,451 (148.4%)
				「臨時・特別の措置」を除く		5,905 (135.8%)
参 その他関連(公共)	115	119	5	124 (108.0%)	592	716 (625.0%)
〔 海岸事業(農地海岸) 災害復旧事業等(農地・農業用施設等) 〕	33 82	36 83	5 -	41 83	5 587	46 670
考 その他関連(非公共)	64	76	-	76 (118.8%)	-	76 (118.8%)
〔 農家負担金軽減支援対策事業 受託工事等実施費 〕						
参考を含む合計	4,526	4,612 (101.9%)	551	5,163 (114.1%)	2,080	7,242 (160.0%)

- (注) 1 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。
 2 下段()書きは平成30年度予算額との比率である。
 3 平成30年度補正額はTPP等関連対策及び重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策が対象。
 4 農業農村整備関連事業(非公共)における平成30年度補正額は、中山間地域所得向上支援事業の基盤整備分である。
 5 その他関連(非公共)については、農業農村整備事業を実施する上で関連する予算を計上。
 農家負担金軽減支援対策事業: 土地改良事業等の農家負担金の軽減を図るための無利子貸付等の事業。
 受託工事等実施費: 国営土地改良事業による工事に関連し、共同事業として工事を実施するための経費等。

農業農村整備事業の概要

(単位:億円)

事 項	30年度 当初予算額	31年度概算決定額					30年度 補正予算額	30年度補正予算額 + 31年度概算決定額	
		「臨時・特別の 措置」を除く	対前年度比 (%)	「臨時・特別 の措置」	概算決定額	対前年度比 (%)		④+⑤=⑥	対前年度比 (%)
			② /①			④ /①			
①	②	② /①	③	②+③=④	④ /①	⑤	④+⑤=⑥	⑥ /①	
農業農村整備事業									
国営かんがい排水	1,162	1,105	95.1%	121	1,226	105.5%	172	1,399	120.3%
国営農地再編整備	221	289	130.8%	-	289	130.8%	235	523	237.2%
国営総合農地防災	265	264	99.8%	114	378	142.8%	97	474	179.4%
直轄地すべり	10	2	19.5%	-	2	19.5%	-	2	19.5%
水資源開発	72	71	99.5%	1	72	100.9%	1	73	102.2%
農業競争力強化基盤整備	667	788	118.1%	75	863	129.3%	718	1,581	236.9%
農村地域防災減災	528	443	83.9%	200	643	121.8%	190	833	157.7%
土地改良施設管理	157	166	105.5%	-	166	105.5%	-	166	105.5%
その他	128	132	102.9%	-	132	102.9%	-	132	102.9%
計	3,211	3,260	101.5%	511	3,771	117.5%	1,413	5,184	161.5%

- (注) 1. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。
 2. 平成30年度補正額はTPP等関連対策及び重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策が対象。
 3. その他には後進地域開発特例法適用団体土地改良等関係開発指定事業補助率差額金を含む。
 4. 国営総合農地防災には土地改良施設突発事故復旧事業(直轄)、農村地域防災減災には土地改良施設突発事故復旧事業(補助)を含む。

非公共予算の概要

(単位:百万円)

事 項	30年度 当初予算額	30年度 補正予算額	31年度 概算決定額	対前年度比
				(%)
主な事項				
農地耕作条件改善事業	29,832	—	29,950	100.4%
農業水路等長寿命化・防災減災事業	20,020	—	20,813	104.0%
多面的機能支払交付金	48,401	—	48,652	100.5%
中山間地域等直接支払交付金	26,340	—	26,344	100.0%
農山漁村振興交付金 ※「農泊」の推進、山村活性化支援交付金を含む	10,070	—	9,809	97.4%
鳥獣被害防止総合対策交付金	10,350	334	10,227	98.8%
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	150	210	150	100.0%
有明海再生対策(農村振興局計上分)	1,000	—	1,000	100.0%
[TPP等関連対策]				
中山間地域所得向上支援対策	—	8,000	—	—
農村振興局 非公共予算総額	155,223	8,544	156,879	101.1%

(注) 1 計数整理の結果、異動を生じることがある。

2 農村振興局 非公共予算総額については、主な事項以外の事業等も含めた総額である。

平成31年度国営事業 事業着手地区(概算決定)

区分	地区数	地区名
【国営事業】 (農林水産省) 総合農地防災	2	<small>かほくがたしゅうへん</small> 河北潟周辺(石川県) <small>こじまわんえんがん</small> 児島湾沿岸(岡山県)
(北海道) 農用地再編整備	1	<small>きよくとう</small> 旭東
【水資源機構】 (農林水産省) かんがい排水	1	<small>なりたようすいしせつかいちく</small> 成田用水施設改築(千葉県)

平成31年度国営事業 事業着手地区(概算決定)

区分	地区数	地区名
<p>【国営事業】 (農林水産省) かんがい排水 (国営施設応急対策)</p> <p>(北海道) かんがい排水 (国営施設応急対策)</p>	<p>7</p> <p>1</p>	<p>しずくいしがわえんがん 雫石川沿岸(岩手県)</p> <p>かくだ 角田(宮城県)</p> <p>なるせみなせ 成瀬皆瀬(秋田県)</p> <p>ごじょうよしの 五条吉野(奈良県)</p> <p>てらま 寺間(岡山県)</p> <p>おおよどがわきがん 大淀川左岸(宮崎県)</p> <p>かわみなみばる 川南原(宮崎県)</p> <p>ちや みず お茶の水</p>

平成31年度国営事業 全体実施設計・調査着手地区(概算決定)

区分	地区数	地区名
全体実施設計 (農林水産省)		
かんがい排水	3	あせいしがわにき 浅瀬石川二期(青森県) はちろうがた 八郎潟(秋田県) とうじょうがわにき 東条川二期(兵庫県)
総合農地防災	1	てがぬま 手賀沼(千葉県)
直轄地すべり	1	さきがみねにき 笹ヶ峰二期(新潟県)
(北海道)		
かんがい排水	1	なかしりべし 中後志
(奄美)		
かんがい排水	1	きかいじま 喜界島(鹿児島県)
調査 (農林水産省)		
かんがい排水	5	なかがわじょうりゅう 中川上流(埼玉県) にしかわようすい 西川用水(新潟県) なんきようすいにき 南紀用水二期(和歌山県) やつかんがわ 駅館川(大分県) ひとつせがわ 一ツ瀬川(宮崎県)
農用地再編整備	1	みずはし 水橋(富山県)
(北海道)		
かんがい排水	5	しのつうんがちゅうりゅう 篠津運河中流 しんりゅうにき 神竜二期 みかわ 美河 とかちがわさがん 十勝川左岸二期 しやりあつかんべつ 斜里飽寒別
(沖縄)		
かんがい排水	1	たらま 多良間

平成31年度農林水産関係予算の重点事項 (農村振興局関係)

注1：各事項の下段（ ）内は、平成30年度当初
予算額（減額補正した場合は補正後予算額）

注2：【補正予算】は、平成30年度第2次補正予算

1 担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

(1) 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化

	(農業農村整備事業で実施)	【補正予算】
① 農地の大区画化等の推進<公共>	1, 297億円の内数	348億円
	(1, 110億円の内数)	

- ・ 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担等を求めずに基盤整備事業を実施すること等により、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を推進

② 農地耕作条件改善事業	300億円
	(298億円)

- ・ 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、事業を実施すること等により、区画拡大等を促進

2 水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

(1) 高収益作物への転換のための基盤整備

	(農業農村整備事業で実施)	【補正予算】
① 水田の畑地化・汎用化の推進<公共>	1, 297億円の内数	518億円
	(1, 110億円の内数)	

- ・ 高収益作物への転換を促進するため、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備を推進

② 農地耕作条件改善事業（再掲）	300億円
	(298億円)

- ・ 基盤整備を機動的に進めるとともに、高収益作物の転換に向けた計画の策定から営農定着に必要な取組を支援

3 強い農業のための基盤づくりと「スマート農業」の実現

(1) 農業農村基盤整備（競争力強化・国土強靱化）

① 農業農村整備事業＜公共＞

【補正予算】
3, 260億円 1, 413億円
(3, 211億円)

- ・ 農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地集積の加速化・農業の高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化や豪雨・耐震化対策等を推進

② 農地耕作条件改善事業（再掲）

300億円
(298億円)

- ・ 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、事業を実施すること等により、区画拡大等を促進

③ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

208億円
(200億円)

- ・ 農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を支援

④ 農山漁村地域整備交付金＜公共＞

【補正予算】
927億円 50億円
(917億円)

- ・ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付

(2) 畜産・酪農の競争力強化

○ 草地関連基盤整備＜公共＞

(農業農村整備事業で実施) 【補正予算】
83億円 36億円
(69億円)

- ・ 畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進

4 農山漁村の活性化

(1) 日本型直接支払の実施

① 多面的機能支払交付金 487億円
(484億円)

- ・ 農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付

② 中山間地域等直接支払交付金 263億円
(263億円)

- ・ 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、条件不利地域での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付

(2) 中山間地農業の所得向上を始めとした農山漁村の活性化

① 中山間地農業ルネッサンス事業<一部公共> 440億円
(400億円)
(優先枠等を設けて実施)

- ・ 傾斜地等の条件不利性や鳥獣被害の増加など中山間地農業が置かれている状況を踏まえつつ、地域の特色を活かした多様な取組を後押しするため、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を総合的に支援

② 中山間地域所得向上支援対策

- ・ 中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援

【補正予算】

280億円
うち本体 80億円
うち優先枠 200億円

(農山漁村振興交付金で実施)

③ 「農泊」の推進 53億円
(57億円)

- ・ 増大するインバウンド需要等呼び込み、農山漁村の所得向上を図るため、「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や地域に眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組、古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設等の整備を一体的に支援
(このほか、国有林において、多言語による情報発信、木道整備等を実施)

④ 農山漁村振興交付金	98億円 (101億円)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農山漁村のコミュニティ機能や定住条件の強化のためのICTの活用、都市農業の振興、福祉農園の整備等による農福連携、特色ある地域資源の活用等による山村活性化、生産施設等の整備等の取組を総合的に支援 		
⑤ 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	104億円 (105億円)	【補正予算】 3億円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策実施隊の増設・捕獲活動の一層の強化、侵入防止柵の設置やICTを活用した「スマート捕獲」等の鳥獣被害防止対策とともに、ジビエ利活用の拡大に向けたモデル地区の横展開を支援するほか、森林被害防止のための広域・計画的な捕獲等をモデル的に実施 		
⑥ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業	2億円 (2億円)	【補正予算】 2億円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設等の整備やこれと一体的に行う用水確保対策等を支援 		

5 重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策

① 農業水利施設の緊急対策<公共>	【臨時・特別の措置】 (農業農村整備事業) 511億円の内数 (農山漁村地域整備交付金) 50億円の内数	【補正予算】 (農業農村整備事業) 511億円の内数 (農山漁村地域整備交付金) 50億円の内数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業水利施設について、耐震化対策などの非常時にも機能を確保するために必要な施設の改修・更新等を実施 		
② ため池の緊急対策<公共>	【臨時・特別の措置】 (農業農村整備事業) 511億円の内数	【補正予算】 (農業農村整備事業) 511億円の内数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池について、機能や安全性確保のための改修や利用されていないため池の統廃合等を実施 		
③ 海岸堤防等の緊急対策<公共>	【臨時・特別の措置】 (海岸事業) 8億円 (農山漁村地域整備交付金) 50億円の内数	【補正予算】 (海岸事業) 8億円 (農山漁村地域整備交付金) 50億円の内数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸堤防等について、高潮や津波に対し必要な堤防高確保のための整備や耐震対策等を実施 		

農業農村整備事業 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 326,026 (321,054) 百万円】

〔「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額377,098百万円〕(平成30年度第2次補正予算額 141,272百万円)

<対策のポイント>

農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の管理体制の強化等を推進します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]
- 基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合(約2割 [平成27年度] → 約3割以上 [平成32年度まで])
- 施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合 約5割以上 [平成32年度まで]
- ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合 (約5割 [平成27年度] → 10割 [平成32年度まで])

<事業の内容>

1. 担い手が活躍する強い農業基盤づくり

(農業競争力強化対策)

129,678 (111,027) 百万円

担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、農地の大区画化や汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備等を実施します。また、パイプライン化やICT等の導入により、新たな農業水利システムを構築し、担い手の多様な水利用や水管理の省力化を推進します。

2. 老朽化した農業水利施設の長寿命化

(国土強靱化対策)

122,398 (126,495) 百万円

老朽化した農業水利施設について、点検・診断に基づき、補修・更新等を適時・的確に実施します。

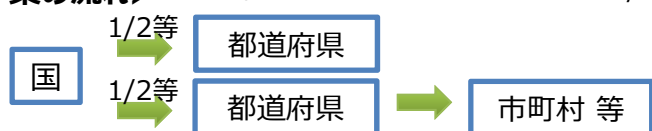
3. 安全・安心のための農村地域の防災・減災

(国土強靱化対策)

73,950 (83,531) 百万円

基幹的な農業水利施設やため池等の耐震対策、集中豪雨による農村地域の洪水被害防止対策等を実施します。

<事業の流れ> ※事業実施主体が国の場合は、国費率2/3等



<事業イメージ>

農業競争力強化対策

1. 担い手が活躍する強い農業基盤づくり

- 農地整備を通じた農地集積・集約化の例

現況	計画
- 大区画化の例

事業実施前	事業実施後
- 汎用化の例

水稲	タマネギ
- 新たな農業水利システム(イメージ)

自動給水栓	自動ゲート化	取水施設	調整施設	中央管理所

国土強靱化対策

2. 老朽化した農業水利施設の長寿命化

- 農業水利施設の補修・更新等

水路の機能診断	補修
- 点検・診断結果のデータベース化・可視化

点検結果	可視化
- 管理体制の整備

施設管理の現地指導

国土強靱化対策

3. 安全・安心のための農村地域の防災・減災

- 施設の耐震化

耐震化前の幅	耐震化後の幅
- ため池の整備

耐震化後の頭首工堰柱	改修後の堤体
- 洪水被害防止対策

浸水想定区域図の事例	ため池
- 洪水被害防止対策

ポンプ羽根車の設置

【お問い合わせ先】農村振興局設計課 (03-3502-8695)

平成31年度概算決定における農業農村整備関係事業の負担軽減等対策

事業名	負担軽減等対策の概要
農地中間管理機構関連農地整備事業	農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、基盤整備に係る事業費の12.5%等（全額国費）の推進費を交付
農業競争力強化農地整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 農地の整備において、中心経営体への農地集積率や高収益作物の作付面積の増加割合に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%） ② 自力施工を活用する簡易整備（畦畔除去、暗渠整備等）に対する定額助成（中心経営体に集約化する農地については助成単価を2割加算）
水利施設等保全高度化事業【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ① 水利施設等の整備において、中心経営体への農地集積率や高収益作物の作付面積の増加割合に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%） ② <u>定額助成のソフト事業（老朽施設の点検、機能診断、計画策定、資産評価データ整備等）（H32年度まで）</u>
農村地域防災減災事業【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画策定、耐震照査の定額助成（H32年度まで） ② <u>ため池の監視・管理体制の強化（監視カメラ等の整備）への定額助成（H32年度まで）</u> ③ <u>代替水源の確保に伴うため池の統廃合への定額助成（ため池廃止と代替水源の整備）</u> ④ 非申請の耐震化事業について、農業者の負担を原則求めずに事業を実施
土地改良施設突発事故復旧事業	土地改良施設の突発事故に迅速かつ機動的に対応するため、農業者の申請・負担を原則求めずに復旧を実施
土地改良区体制強化事業【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>定額助成のソフト事業（複式簿記に関する指導及び特別研修、地方連合会への会計専門家の配置、会計ソフトの開発、小水力発電施設の維持管理の研修）</u> ② <u>土地改良区連合の設立支援への助成</u>
農地耕作条件改善事業【関連拡充】	リタイア農家が所有する農地等を機構を介して担い手に円滑に集約できるよう、 <u>機構集積協力金交付事業に農地整備・集約協力金を創設し、整備費の最大12.5%を助成</u>
農家負担金軽減支援対策事業	土地改良事業等において、担い手への農地集積に取り組む地区を対象に、農家負担金の無利子貸付や償還利子額等を助成
農業水路等長寿命化・防災減災事業【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ① 機能診断・耐震照査、計画策定に要する費用への定額助成 ② <u>ハザードマップ作成、ため池の保全・管理体制の構築への定額助成（H32年度まで）</u> ③ <u>ため池の統廃合に対する定額助成（ため池の廃止）</u>

注）下線部は平成31年度概算決定における拡充事項

国営かんがい排水事業 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 110,530 (116,241) 百万円】
 【「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 122,630 百万円】

<対策のポイント>

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行い、**農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良**を図ります。

<政策目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合 約5割以上 [平成32年度まで]

<事業の内容>

農業水利施設の整備・更新

かんがい排水事業は、農業生産の基礎となる水利条件を整備（農業用水の確保、農業用水の適期・適量供給、排水改良）し、水利用の安定と合理化を図るものです。国営かんがい排水事業においては、基幹的な農業水利施設の整備・更新を行っています。

1. 一般型

地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業用排水施設の新設または再編整備
 【実施要件】受益面積3,000ha以上、末端支配面積500ha以上 等

2. 特別型

- ・高収益作物の導入・転換に必要な畑地化・汎用化を行うための整備
- ・担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
- ・不測の事態に対する応急対策及び施設機能の保全を行うための整備

【実施要件】受益面積500ha以上、末端支配面積500ha以上 等

施設の集約・再編により、事業計画における総費用の低減が図られる場合に、受益面積500ha以上の施設の補修・更新に併せて、施設規模の変更を可能とする「国営施設集約再編事業」を創設します。

※下線部は拡充内容

<事業実施主体>

国(国費率：農林水産省 2/3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90% 等)

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-6744-2206)

国営かんがい排水事業（拡充）

～農業水利施設の更新等に合わせた農業水利ストックの集約・再編を推進～

- 全国の基幹的農業水利施設の多くは老朽化が進んでおり、**効率的な補修・更新**を一層推進する必要がある。
- 農業水利施設の補修・更新に要する**総費用の低減**を要件に、**施設の集約・再編**による農業水利ストックの適正化を図る。

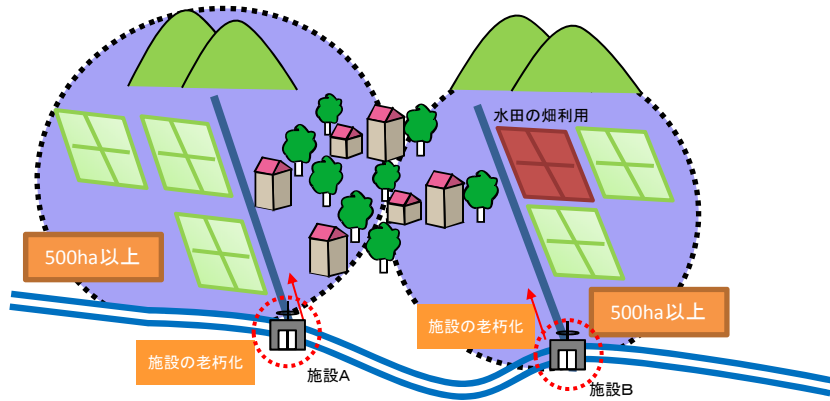
現状の課題

- 基幹的農業水利施設の**資産価値は19兆円**であり、年々老朽化が進行し、**用排水機場で7割、水路で4割が耐用年数を超過**している。

基幹的農業水利施設 施設区分	施設数・延長 (H28.3)			(参考)		
	うち耐用 年数超過	割合	施設数・ 延長 (H27.3)	うち耐用 年数超過	割合	
基幹的施設(箇所)	7,552	3,832	51%	7,418	3,663	49%
貯水池	1,286	124	10%	1,271	122	10%
取水堰	1,941	623	32%	1,948	595	31%
用排水機場	2,947	2,129	72%	2,877	2,059	72%
水門等	1,100	753	68%	1,068	708	66%
管理設備	278	203	73%	254	179	70%
基幹的水路(km)	50,770	18,825	37%	50,746	18,458	36%

資料：農業基盤情報基礎調査（H28.3時点）を用いて試算
 注1）「基幹的農業水利施設」とは、農業用排水のための利用に供される施設であって、その受益面積が100ha以上のもの。
 注2）試算に用いた各施設の標準耐用年数は、「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について」による標準耐用年数を利用しており、概ね以下のとおり。
 貯水池：80年、頭首工：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年 など

- 現行制度において地区の一部の施設の補修・更新を行う場合には、**単純更新のみが可能**。

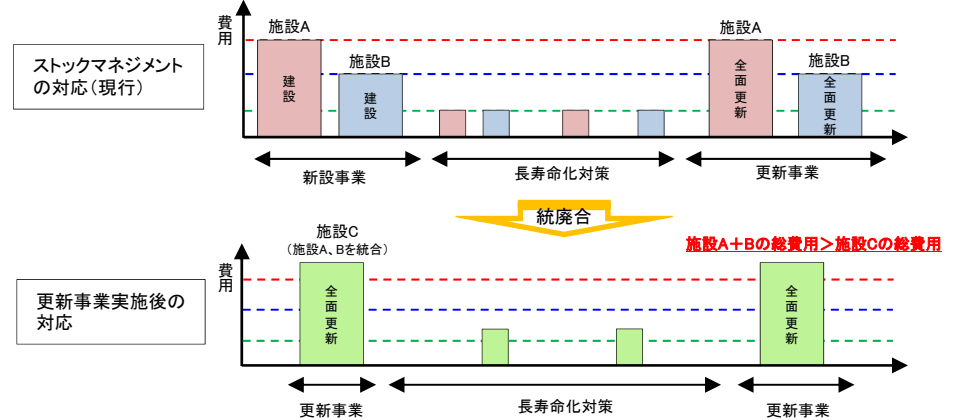


実施要件

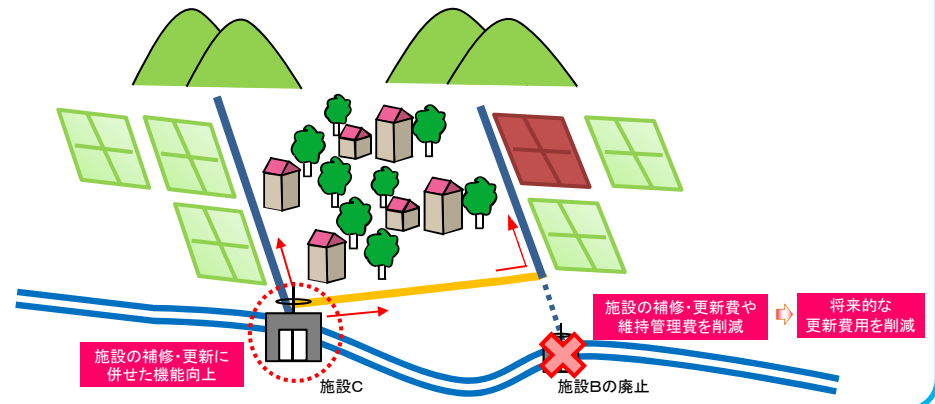
- (1) 受益面積 500ha以上
- (2) 地区全体で施設の更新等に要する総費用が低減されること。

今後の対応

- **施設の補修・更新に要する総費用を低減**。



- 農業水利施設の補修・更新に併せて、**施設規模の変更を可能とし、農業水利ストックを適正化**。



事業実施主体

国

国営農地再編整備事業 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 28,857 (22,070) 百万円】

<対策のポイント>

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、担い手への農地集積を加速化するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止を図りつつ、産地収益力等の向上のための生産コスト低減や高収益作物への転換等の地域の取組を促進します。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 国営緊急農地再編整備事業

- ・施行申請期限：平成33年度末まで
- ・基幹事業：区画整理
- ・併せ行う事業：農業用排水施設整備、ため池等整備、農地保全整備、暗きょ排水、客土、農用地の改良又は保全

(採択要件)

- ・耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合(10%)以上
- ・目標年度までに以下の①又は②の農地集積条件を満たすこと
 - ① 農地集積率60%以上かつ集積増加率40%以上
 - ② 農地集積率80%以上かつ集積対象となる経営体の規模が平均20ha以上
- ・受益面積が400ha以上(但し、基幹事業200ha以上)
- ・広域産地収益力向上基盤整備基本構想を策定すること等

2. 国営農地再編整備事業(中山間地域型)

- ・基幹事業：区画整理、開畑(水田転換を含む)、ため池等整備、農地保全整備
- ・併せ行う事業：農業用排水施設整備

(採択要件)

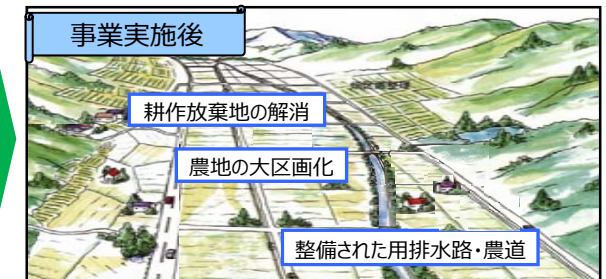
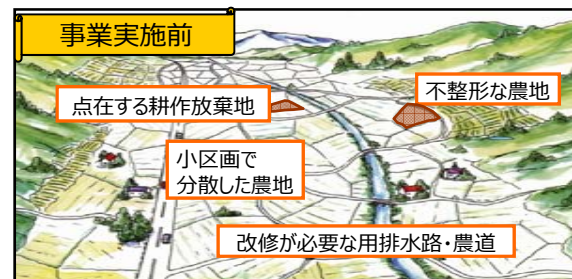
- ・中山間地域等であること
- ・基幹事業の受益面積が400ha以上(ただし、区画整理及び開畑で2/3以上)等

※自動走行農機等の先進的な省力化技術の導入促進を目的とした手引き等を作成するための技術的検討を別途実施する。

<事業の実施主体>

国(国費率：内地2/3、北海道75%)

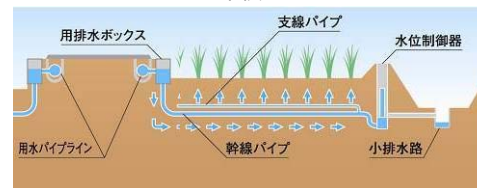
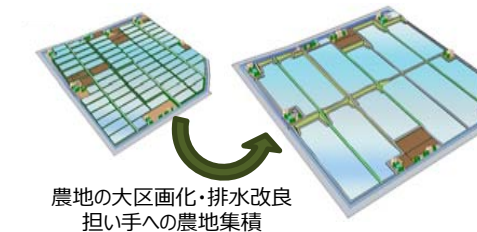
<事業イメージ>



(事業実施による効果のイメージ)

農地の大区画化・排水改良等

- 農地の大区画化や排水改良(地下かんがいシステムの導入等)を実施



※ほ場の排水整備である、暗渠排水と暗渠管を利用した地下からの給水(地下かんがい)を両立させたシステム

産地収益力の向上

- 農地の大区画化等に合わせ、直播栽培やICT等の省力化技術の導入を促進し、米の生産コストを低減



- 地下かんがいシステムの導入等により、高収益作物への転換を促進



【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 (03-6744-2207)

国営総合農地防災事業 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 26,086 (26,152) 百万円】
 【「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 37,463 百万円】

<対策のポイント>

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、**農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。**

<政策目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積約34万ha（うち農地面積約28万ha） [平成32年度まで]

<事業の内容>

1. 農業用排水施設の機能回復

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

2. 農業用排水施設の耐震化対策

大規模地震のおそれのある地域において、必要な耐震性能を有していない農業用排水施設の耐震化対策を実施します（農業者の申請によらず国の判断でも実施可能）。

【採択基準】

- ① 受益面積（基本） 3,000ha以上
 （国営造成施設の耐震化対策の場合 500ha以上）
 - ② 末端支配面積（基本） 300ha以上
- <事業実施主体（国費率）>
 国（内地2/3、北海道3/4）

3. 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業

国営造成土地改良施設について迅速かつ的確な防災面での対応を行うため、防災情報ネットワークの整備を行います。
 また、緊急に対策が必要な農業水利施設について、非常時にも機能を確保するために必要な非常用電源の整備等を行います。

<事業実施主体（国費率）> 国（100%）
 ※下線部は拡充内容（平成30年度補正より）

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-3502-6430）

農業競争力強化基盤整備事業 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 78,809 (66,731) 百万円】
〔「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 86,304 百万円〕

<対策のポイント>

農業競争力強化を図るため、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等を推進します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合（約2割 [平成27年度] →約3割以上[平成32年度]）

<事業の全体像>

1. 農業競争力強化農地整備事業

- 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施します。
 - ① 農地整備事業 : 生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に支援します。
 - ② 草地畜産基盤整備事業 : 草地の基盤整備を支援します。
 - ③ 農業基盤整備促進事業 : 地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備を支援します。
 - ④ 低コスト農地整備推進実証事業 : 農地整備事業において、情報化施工の実証、普及方法の検討を支援します。

2. 農地中間管理機構関連農地整備事業

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が農地の大区画化等の基盤整備を実施します。

3. 水利施設等保全高度化事業

- 農業の高付加価値化や担い手への農地集積・集約化、水管理労力の省力化に取り組む地区を対象として、農業水利施設の整備等を実施します。
 - ① 一般型 : 基幹水利施設の整備や補修・補強等の長寿命化対策を支援します。
 - ② 特別型 : ①高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化、②農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化による水管理の省力化、③畑地帯における総合的な整備、等を支援します。
 - ③ 簡易整備型 : 水管理・維持管理の省力化を図る簡易な農業水利施設の新設等を支援します。
 - ④ 実施計画策定事業 : 施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]
- 基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合(約2割 [平成27年度] → 約3割以上 [平成32年度])

<事業の内容>

1. 農地整備事業

農地の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に支援します。

2. 草地畜産基盤整備事業

飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営の実現を図るため、畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要となる草地の基盤整備等を支援します。

3. 農業基盤整備促進事業

農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水等の地域の実情に応じたきめ細やかなほ場整備を支援します。

4. 低コスト農地整備推進実証事業

低コスト農地整備の実現に向けて、農地整備事業において情報化施工をモデル的に実施し、その効果を実証するとともに、普及・推進方法等の検討を支援します。

<事業の流れ>



※農地整備事業の場合

<事業イメージ>

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



(事業前) 小規模で不整形な農地



(事業後) 大区画化・整形した農地



暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。
 (写真は収穫中のタマネギ)

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

農地整備事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、**担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等**を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の**農地整備**については、**農地中間管理機構とも連携**して推進。

1. 事業内容

①農地整備

- 工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備 等
- 附帯事業：中心経営体農地集積促進事業 等
【限度額：事業費の12.5%】

②実施計画策定等

- 工 種：計画策定 等
【実施期間：2年以内】

補助率：1／2等

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

中心経営体農地集積促進事業（促進費）

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
- ・助成割合

中心経営体集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0%(計12.5%)	2.2%	+1.0%(計3.2%)
75～85%	7.5%	+3.0%(計10.5%)	1.9%	+0.8%(計2.7%)
65～75%	6.5%	+2.0%(計8.5%)	1.7%	+0.5%(計2.2%)
55～65%	5.5%	+1.0%(計6.5%)	1.4%	+0.3%(計1.7%)

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合

<整備前>



<整備後>



大区画化により農作業効率が向上



暗渠排水整備により水田の汎用性が向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

- ・受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上）
- ・担い手への農地集積率50%以上 等

農業基盤整備促進事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、**農地の大区画化・汎用化**等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土、除礫等の簡易な整備については、**農業者の自力施工を活用**し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、**農地中間管理機構とも連携**しつつ、**地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備等**を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備(定率助成)

- ・ 基盤整備 (暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全)
- ・ 調査調整 (権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整)
- ・ 指導 (指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等)
- ・ 補助率：50%等



暗渠排水

②整備済み農地の簡易な整備(定額助成) ※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

事業種類	条件	助成単価 【主なもの】※	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	12万5千円/10a (25万円/10a)	()は水路変更(管水路化等)を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	5万5千円/10a (17万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	15万円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 +2万5千円/10a ○実施設計(外注) +1万5千円/10a
	トレンチャ	10万円/10a	
	掘削同時埋設	7万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	15万円/100m	
末端 畑かん施設		15万5千円/10a (24万5千円/10a)	()は樹園地の場合
客土	層厚10cm以上	11万5千円/10a	
除礫	深度30cm以上	20万円/10a	



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

注) 中心経営体に集約化(面的集積)する農地については、助成単価を2割加算

2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

農地中間管理機構関連農地整備事業 <公共> [「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 86,304 百万円の内数]

<対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出しが増加する中で、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、**機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。**

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 農地整備事業

- 対象工種：区画整理、農用地造成
- 附帯事業：機構集積推進事業等
(推進費として事業費の12.5%等を全額国費で交付)
- ※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収等
- ※ 機構は、農地中間管理権の取得等の際に、本事業が行われ得る旨を所有者等に説明

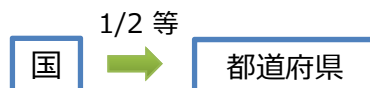
2. 実施計画等策定事業

- 農地整備事業の実施に必要な**実施計画**や**換地計画**の策定のための調査・調整等を支援します。

<実施要件>

- 事業対象農地の**全て**について、**農地中間管理権**が設定
- 事業対象農地面積：**10ha以上**（中山間地域は**5ha以上**）
(事業対象農地を構成する各団地：**1ha以上**（中山間地域は**0.5ha以上**)
の**まとまりのある農地**)
- **農地中間管理権**の設定期間が、**事業計画の公告日から15年間以上**
- 事業対象農地の**8割以上**を**事業完了後5年以内**に担い手に**集団化**
- 事業実施地域の**収益性**が**事業完了後5年以内**（果樹等は**10年以内**)
に**20%以上向上**等

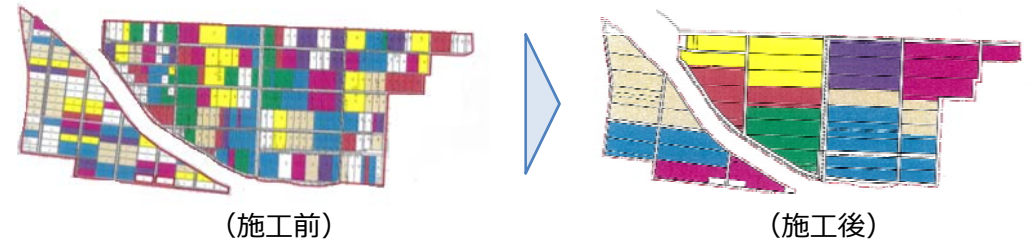
<事業の流れ>



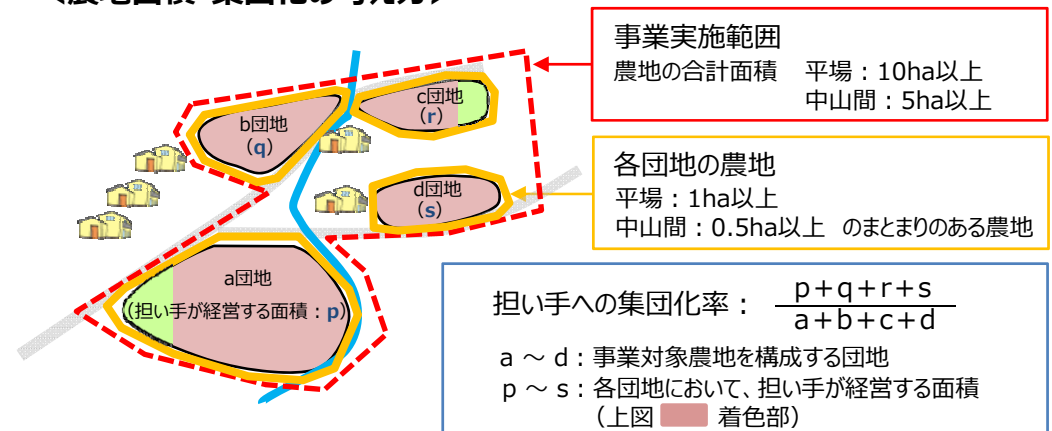
※農地整備事業の場合

<事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。
(機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



<農地面積・集団化の考え方>



[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

<対策のポイント>

農業水利施設の整備や長寿命化対策に加え、畑地化・汎用化やパイプライン化・ICT化等による畑地・樹園地の高機能化や水利用の効率化・水管理の省力化を図ることで、農業の高付加価値化や高収益作物の導入、担い手への農地集積・集約化等を推進します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進[平成35年度まで]
- 基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合(約2割[平成27年度] → 約3割以上[平成32年度まで])

<事業の内容>

1. 一般型

基幹水利施設の整備や補修・補強等の長寿命化対策を支援します。

【実施要件】受益面積200ha以上、末端支配面積100ha以上等

2. 特別型

- ① 高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化、
- ② 農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化による水管理の省力化、
- ③ 畑地帯における総合的な整備、等を支援します。

【実施要件】受益面積20ha(中山間地域等10ha)以上、樹園地については受益面積5ha以上(0.5ha以上の団地の場合)等

※主な附帯事業

- ・ 高収益作物の作付面積増加割合に応じて事業費の最大12.5%を交付(①の場合に限る)
- ・ 中心経営体への農地集積率、集約化率に応じて事業費の最大12.5%を交付(②、③の場合に限る)

3. 簡易整備型

水管理・維持管理の省力化を図る簡易な農業水利施設の新設等を支援します。

【実施要件】受益面積5ha以上、総事業費200万円以上等

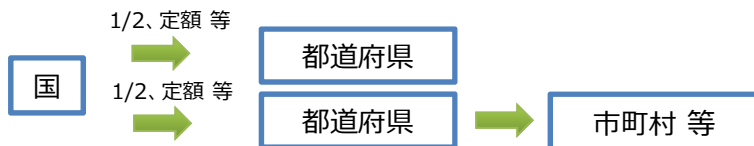
4. 実施計画策定事業

施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。

- ・ 水利用調整の支援(H33まで定率延長)
- ・ 機能保全計画の策定(H32まで定額延長)
- ・ 資産評価データ整備(採択期間H32まで)

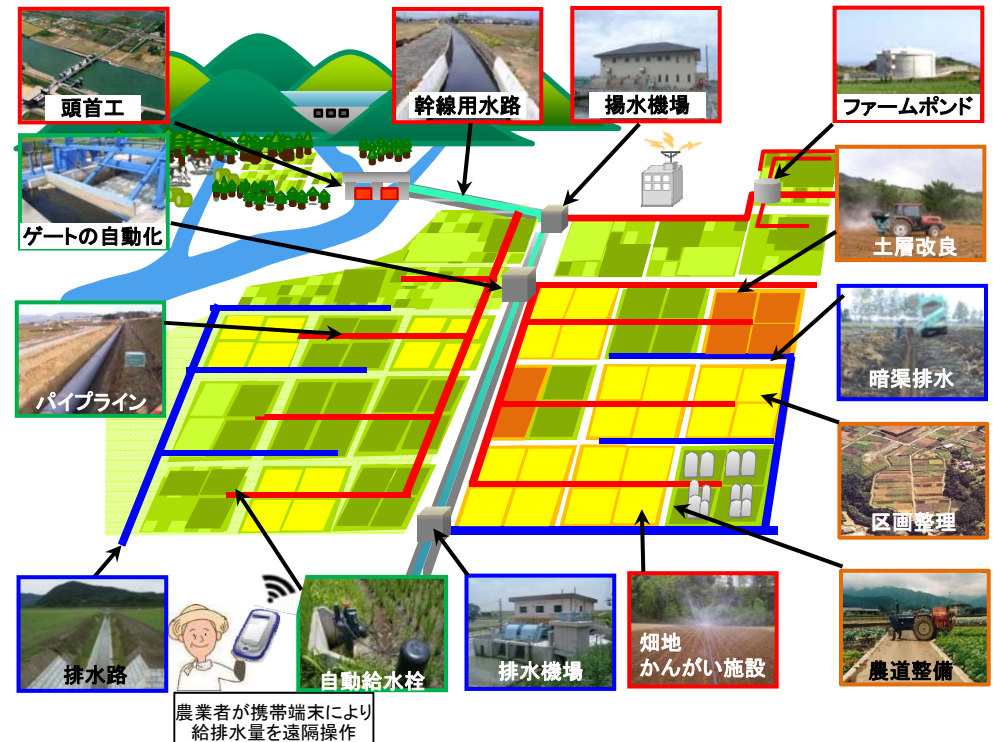
※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<整備できる主な施設・内容>



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

農村地域防災減災事業 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 43,842 (50,827) 百万円】
 【「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 63,842 百万円】

<対策のポイント>

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施します。

<政策目標>

- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha）[平成32年度まで]）
- 重要インフラ緊急点検の結果等を踏まえて防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を実施

<事業の内容>

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

施設整備のために必要な、農村地域防災減災総合計画の策定、ため池の諸元等の詳細情報（ため池マップ、浸水想定区域図の作成を含む）の整備等を支援します。

（ため池の諸元等の詳細情報の整備については定額助成（平成32年度まで延長））

2. 農業用施設等の整備（整備事業）

自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施等を支援します。特に、ため池の整備については、豪雨対策、地震対策、長寿命化対策等の必要な対策の一体的な実施を可能とします。

3. ため池の管理体制の強化（防災環境整備事業）

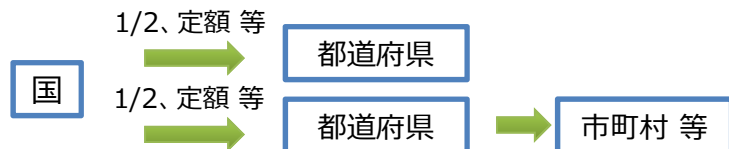
ため池の状況を速やかに把握するための水位計等の管理施設の整備、代替水源の整備を伴うため池の統廃合について定額助成で支援します。（平成32年度まで）

4. 非常用電源の整備等（農業水利施設に関する緊急対策）

非常時にも機能を確保するために必要な非常用電源の整備等を支援します。（平成32年度まで）

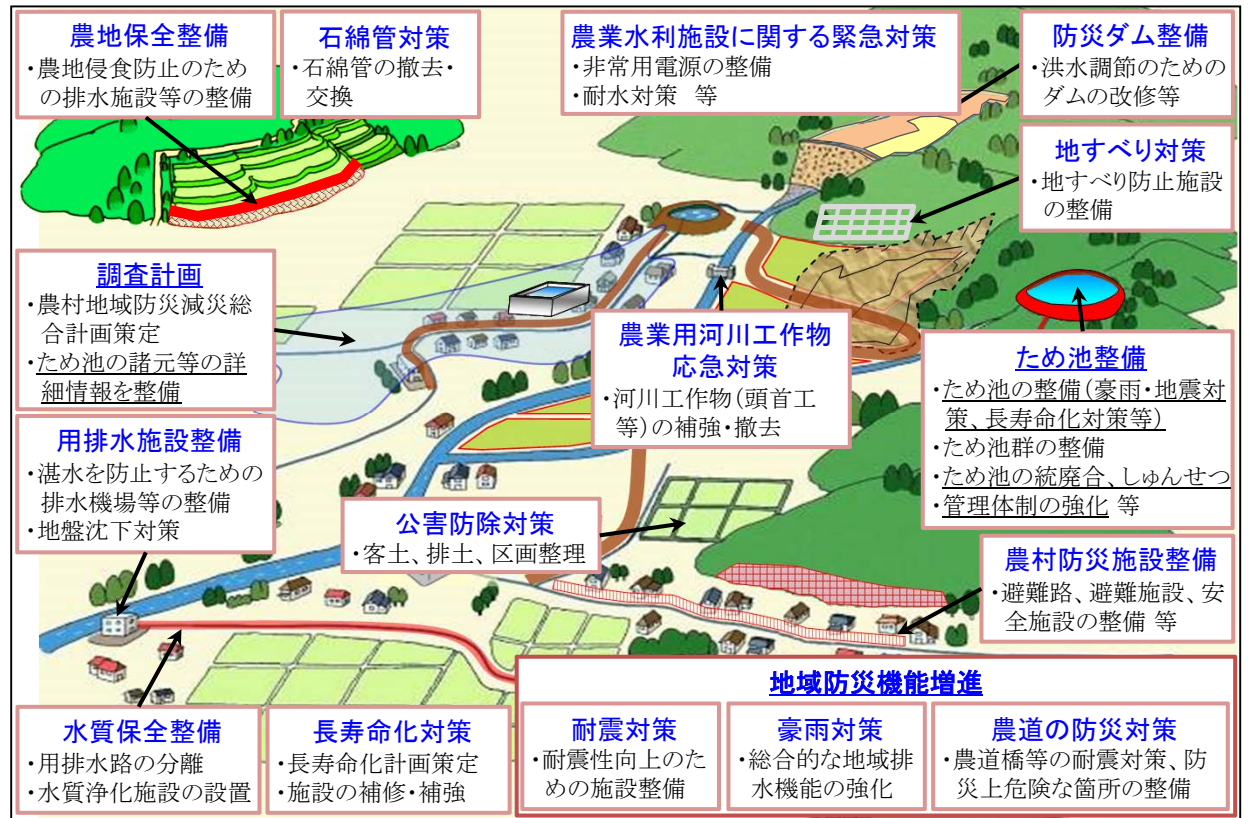
<事業の流れ>

※下線部は拡充内容



<事業イメージ>

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2210）

農村地域防災減災事業の拡充内容

1. 防災重点ため池を中心とした、ため池の防災減災対策をより一層促進

ため池の整備に必要な調査の推進

事業対象ため池の拡大

事業の拡充

ため池諸元の調査・情報整備(ため池防災対策情報整備)については、貯水量や受益面積の規模に関わらず、下流の家屋等に被害を与えるおそれのあるため池は全て必要な調査を実施可能とするとともに、ため池マップや浸水想定区域図の作成を併せて支援する。

ハード整備に必要な調査の 定額助成の延長

定額助成の期限延長

ため池防災対策情報整備、実施計画策定、耐震性点検・耐震対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定及びため池群調査計画策定については、定額助成(二次災害が予想される施設に限定)の期限を平成32年度まで2年間延長し、対策が必要なため池の整備を促進する。

※1 実施計画策定、耐震性点検・耐震対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定については、ため池以外の施設も定額助成の対象

※2 ハザードマップの作成は農業水路等長寿命化・防災減災事業で実施

効率的なため池の整備

ため池整備の事業メニューの拡充

事業の再編・整理

ため池整備の事業メニューを「ため池総合整備工事」、「ため池群整備工事」の二つに再編する。

「ため池総合整備工事」には、

①地震・豪雨対策型

(旧)防災ため池工事
(旧)地震対策ため池防災工事

②一般整備型

(旧)ため池整備工事
(旧)ため池水質改善工事
(旧)農作物生育阻害等防止工事

③ため池長寿命化型

(旧)ため池長寿命化工事

の3つの型を設け、①の型と②、③の型を同時に併せ行うことを可能とする。

要件の拡充

「ため池総合整備工事」の①地震・豪雨対策型、②一般整備型の小規模工事について、主な要件を以下のとおり拡充し、必要な対策を実施を可能とする。

(主な要件)

受益面積2ha以上かつ総事業費800万円以上

監視・管理体制の強化

ため池の監視・管理体制の強化

補助率の定額化

ため池の状況を速やかに把握するための監視カメラや水位計等の管理施設の整備、ため池の防災機能を確保するために必要な施設の軽微な補修等について定額で支援する。

(事業の実施は平成32年度まで)

※管理に必要な技術習得のための研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動、ハザードマップを活用した防災訓練については、農業水路等長寿命化・防災減災事業で実施

ため池の統廃合の推進

事業の拡充

施設が決壊した場合、下流の家屋等に影響を与えるおそれのあるため池であって、代替水源を確保するための施設整備を伴うものについては、定額でため池の廃止及び代替水源の整備を支援し、ため池の統廃合を加速化する。

2. 非常用電源の整備等(農業水利施設に関する緊急対策)

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として、非常時にも機能を確保するために必要な非常用電源の整備等を支援する。(平成32年度まで)

土地改良施設突発事故復旧事業 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 800 (2,300) 百万円】

<対策のポイント>

- 基幹的農業水利施設の約4割が今後10年間で標準耐用年数を超過するなど、土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプラインの破裂といった突発事故が年々増加しています。
- このため、突発事故被害の迅速かつ機動的な復旧ができる仕組みを導入し、被害の拡大を防ぎ、早期の営農再開を支援します。

<政策目標>

農業水利施設の戦略的な保全管理

<事業の内容>

土地改良施設突発事故復旧事業

土地改良施設で発生した突発事故の現地仮復旧及び機能回復を行う復旧工事を迅速に行います。

【直轄事業】 300 (300) 百万円

(主な採択要件)

- ・ 機能保全計画等の策定など、適切な保全管理がされている国営造成土地改良施設であること
- ・ 末端支配面積：100ha以上
- ・ 復旧事業費：2,000万円以上 等

<事業実施主体>

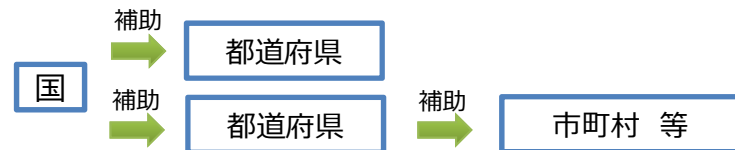
国 (国費率：内地 2/3 等)

【補助事業】 500 (2,000) 百万円

(主な採択要件)

- ・ 機能保全計画等の策定など、適切な保全管理がされている土地改良施設であること
- ・ 末端支配面積：20ha(中山間地域等は10ha)以上、
- ・ 復旧事業費：200万円以上 等

<事業の流れ>

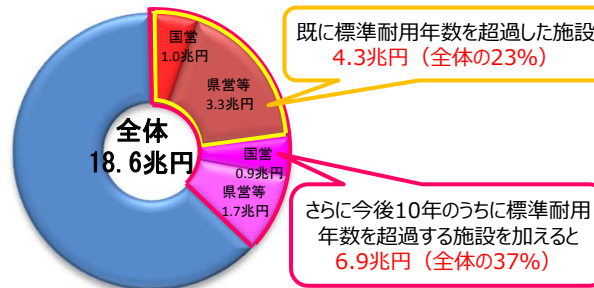


補助率 1/2 等

<事業イメージ>

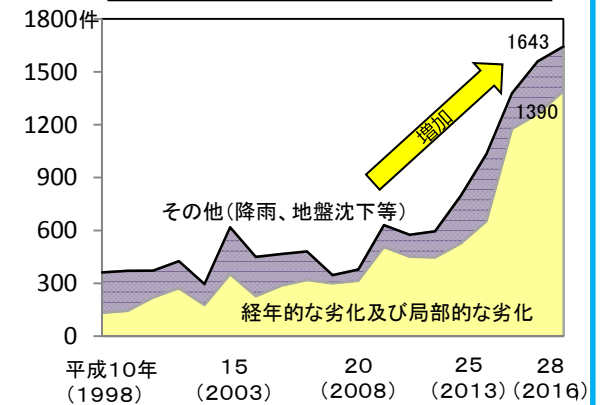
基幹的農業水利施設の状況

基幹的農業水利施設の老朽化状況 (H27.3)



注) 受益面積100ha以上の農業水利施設を再建設費ベースで算出

農業水利施設の突発事故発生状況



突発事故被害への迅速な対応



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-6744-1363)

土地改良区体制強化事業 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 656 (423) 百万円】

<対策のポイント>

- 土地改良区が主体的に取り組む組織運営基盤・事業実施体制の強化を集中的に支援します。

<政策目標>

- 土地改良区の機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう土地改良区の組織運営基盤・事業実施体制を強化
- 平成34事業年度に全ての土地改良区において適切な複式簿記方式の導入

<事業の内容>

1. 施設・財務管理強化対策

土地改良区が管理する施設の診断・管理指導のほか、土地改良区の財務状況の明確化・透明化を図る複式簿記の導入等について支援します。

- ・ 複式簿記導入に係る巡回指導の対象を全土地改良区に拡充 (定額助成)
- ・ 巡回指導を行う地方連合会に税理士等の会計の専門家を配置 (定額助成)
- ・ 簡易な会計ソフトの開発 (定額助成)

2. 受益農地管理強化対策

土地改良区等が行う換地業務等に対する指導や所有者不明農地における財産管理制度の活用促進など、農用地の利用集積の推進について支援します。

3. 統合整備強化対策

土地改良区の合併等に当たって必要となる協議会の設置や事務機器等の整備について支援します。

- ・ 土地改良区連合の設立を支援対象に追加

4. 研修・人材育成

組織運営や事業に携わる土地改良区等の役職員の資質向上を図る研修を実施します。

- ・ 複式簿記に関する特別研修の実施 (定額助成)
- ・ 小水力発電等の導入、維持管理等に関する研修の実施 (定額助成)

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

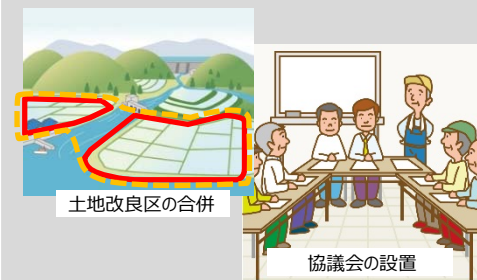
施設・財務管理強化対策



受益農地管理強化対策



統合整備強化対策



研修・人材育成



【お問い合わせ先】 (1) 農村振興局土地改良企画課 (03-6744-2192)
(2) 農村振興局地域整備課 (03-6744-2209)

農山漁村地域整備交付金 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 92,714 (91,650) 百万円】

〔「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 97,714百万円〕 (平成30年度第2次補正予算額 5,000百万円)

<対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]
- 木材供給が可能となる育成林の資源量が23.4億m³に増加するよう林道等の路網整備を推進 [平成37年度まで]
- 大規模地震が想定されている地域等において整備率が69%となるよう海岸堤防等の整備を推進 [平成32年度まで]

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
 2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
 - ① 農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
- ※ 平成30年度第2次補正予算及び平成31年度予算概算決定における臨時・特別の措置では、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を行う事業を対象としています。
3. 農業集落排水事業において、農村地域の防災拠点におけるマンホールトイレシステムの整備を追加します。 ※ 下線部は、農村振興局関連の拡充内容

<事業イメージ>

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進



老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

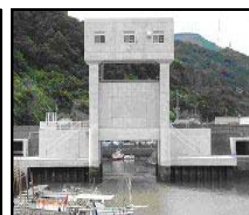


治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】

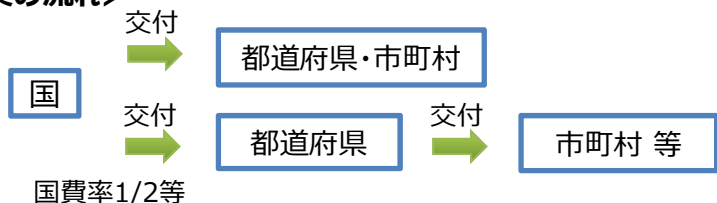


津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波・高潮対策としての水門整備

<事業の流れ>



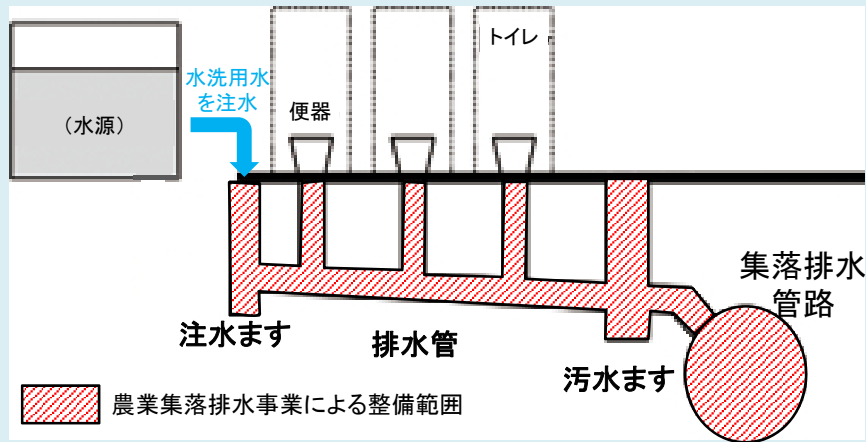
【お問い合わせ先】

- | | | |
|----------------|------------|----------------|
| (農業農村分野に関すること) | 農村振興局地域整備課 | (03-6744-2200) |
| (森林分野に関すること) | 林野庁計画課 | (03-3501-3842) |
| (水産分野に関すること) | 水産庁防災漁村課 | (03-6744-2392) |

農山漁村地域整備交付金(農業集落排水事業)(拡充内容)

- 災害時には、飲食料や衣料の確保とともに、トイレ・衛生対策が重要。過去の震災では、トイレに行く回数を減らすために水分を控えたことで慢性的な脱水状態になる等、災害時のトイレ問題による健康被害が深刻化。
- 都市部(下水道区域)においては、避難所等へのマンホールトイレシステムの整備、下水道施設への備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の設置が事業制度化されており、全国の地方公共団体に活用され整備が進められているところ。平成28年に発生した熊本地震においては、熊本市で整備済みのマンホールトイレ20基が活躍。
- 農村地域における災害発生時の衛生環境を確保するため、集落排水区域内の防災拠点におけるマンホールトイレシステムの整備(1処理区当たり1か所を上限等)を事業内容に追加。

マンホールトイレシステムの構造(例)



マンホールトイレシステムの設置イメージ



設置状況
(H28熊本地震:熊本県熊本市)



災害避難所のトイレ使用状況
(断水により衛生環境が悪化)

断水時においても
トイレが水洗化され
衛生環境が改善



トイレ内部

- 避難所等の地中へ、あらかじめ集落排水管路へ直結する排水管及びマンホール(立上管)を整備
- 災害時に、マンホールの上に簡易な便器やパネル等を設置し、仮設トイレとして使用
- 上流側からプール等の水を注ぎ、し尿を下流側の集落排水管路へ流下

(※農業集落排水事業による整備は、マンホールを含む地下構造物に限る)

農村地域における災害発生時の衛生環境の改善

農業水利施設の緊急対策＜公共＞

【平成31年度予算概算決定額（農業農村整備事業）51,072百万円の内数、（農山漁村地域整備交付金）5,000百万円の内数】
 （平成30年度第2次補正予算額（農業農村整備事業）51,072百万円の内数、（農山漁村地域整備交付金）5,000百万円の内数）

＜対策のポイント＞

北海道胆振東部地震等を踏まえ、農業水利施設の操作・監視状況、災害時の機能維持の方策等に係る緊急点検を行った結果、早急な対応が必要な施設について、耐震化対策などの非常時にも機能を確保するために必要な改修・更新等を実施します。

＜政策目標＞

非常時における農業水利施設の機能確保（1,000地区〔平成32年度まで〕）

＜事業の内容＞

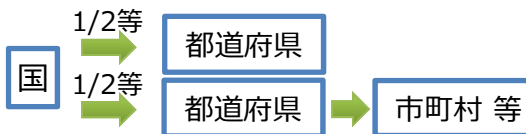
農業水利施設等の防災・減災、国土強靱化対策

重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、非常時において施設機能を維持するために必要な計画の策定、計画に基づく資機材の整備及び管理設備や電気設備等の農業水利施設に附帯する設備の整備、耐水対策、これらに併せて行う整備補修、耐震化等を実施します。

＜実施事業＞

- (1) 農業農村整備事業
- (2) 農山漁村地域整備交付金

＜事業の流れ＞



※事業実施主体が国の場合は、国費率2/3等

＜事業イメージ＞

背景（重要インフラの緊急点検）

被災状況（平成30年北海道胆振東部地震等）

ダム洪水吐の被災（厚真ダム）
平成30年北海道胆振東部地震

パイプラインの損壊
平成30年北海道胆振東部地震

揚水機場の損壊
平成30年7月豪雨

水路の損壊
平成30年台風21号

農業水利施設の操作・監視状況、災害時の機能維持の方策等に係る緊急点検を実施

緊急点検結果

耐震照査の結果、橋脚部が耐震不足であることが判明

頭首工の設備の劣化により操作不能となる恐れ

➡ 耐震性能や健全度等が十分でなく、非常時に機能を喪失する恐れのある農業水利施設を確認

対策イメージ

行動計画の策定

非常時行動計画の策定

管理設備等の更新

水管理施設の更新

非常時電源の確保

非常用電源設備の設置

耐水対策の整備

耐水扉の設置

水路改修

改修後の排水路

施設の耐震化

耐震化後の頭首工堰柱

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-6744-1363）

ため池の緊急対策 <公共>

【平成31年度予算概算決定額（農業農村整備事業） 51,072 百万円の内数】
 【平成30年度第2次補正予算額（農業農村整備事業） 51,072 百万円の内数】

<対策のポイント>

平成30年7月豪雨において、多くのため池が被災したことを受け、農地の被害を防止するとともに、**非常時にも機能や下流の安全性を確保するために必要なため池の改修等の緊急対策を実施**します。

<政策目標>

下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池における機能や安全性の確保（約1,000カ所（見込み） [平成32年度まで] ）

<事業の内容>

全国のため池を緊急点検するとともに、**ため池対策検討チーム**を立ち上げ、下流の家屋等に被害を与えるおそれのある、**防災重点ため池の選定基準等**を見直しました。これらを踏まえ、**対策の優先度が高い防災重点ため池の改修、利用されていないため池の統廃合等**を実施します。

- ① 豪雨による決壊の防止や耐震性向上のための**ため池の改修等必要な対策を一体的に実施**します。
- ② 利用されていないため池等を対象として、**ため池の統廃合や必要となる代替水源の整備を定額で支援**します。
- ③ ため池の状況を速やかに把握するための**監視カメラや水位計等の管理施設の整備を定額で支援**します。
- ④ ため池の改修等を進めるために必要な**耐震性調査や実施計画策定、ため池の諸元等の詳細情報として浸水想定区域図やため池マップの作成を定額で支援**します。

<事業イメージ>



ため池の整備



ため池の統廃合



監視カメラの設置



浸水想定区域図

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2210）

海岸堤防等の緊急対策 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 (海岸事業) 500百万円 (農山漁村地域整備交付金) 5,000百万円の内数]
 (平成30年度第2次補正予算額 (海岸事業) 500百万円 (農山漁村地域整備交付金) 5,000百万円の内数)

<対策のポイント>

平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震など近年の災害の特徴を踏まえ実施した**重要インフラの緊急点検結果等**を受け、**防災・減災、国土強靱化のための緊急的な対策を実施**します。

<政策目標>

重要インフラ緊急点検の結果等を踏まえて、今後3ヶ年で**防災・減災、国土強靱化対策**を推進

<事業の内容>

- 重要インフラ緊急点検の結果を踏まえ、ゼロメートル地帯または災害リスクが高く重要な背後地を抱える海岸のうち、堤防等の高さ、消波機能又は耐震機能が不足し早急に対策の効果があげられる緊急性の高い地区において、高潮・津波対策並びに耐震対策等を実施します。

<事業イメージ>

高潮対策



台風時の越波状況



消波ブロックの設置や堤防高上げによる越波の防止

耐震対策

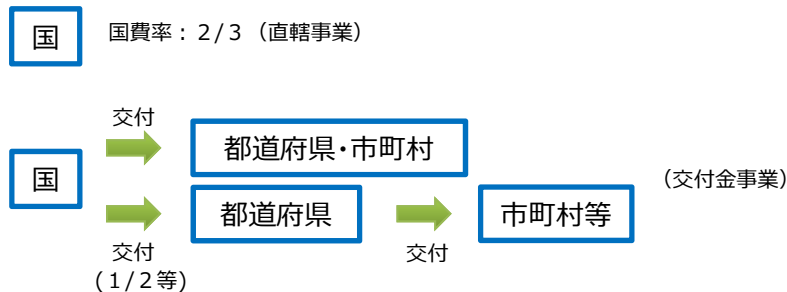


堤体の液状化



鋼矢板打設による耐震対策

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2199)

直轄海岸保全施設整備事業 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 3,341 (3,289) 百万円】
〔「臨時・特別の措置」を含む平成31年度概算決定額 3,841 百万円〕

<対策のポイント>

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を推進します。

<政策目標>

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）
約37% [平成26年度末] →約57% [平成32年度末]

<事業の内容>

1. 海岸法第6条第1項による直轄工事

主務大臣は、以下に掲げる条件のいずれかに該当する場合において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、海岸管理者に代って自ら当該海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行することができます。

2. 直轄工事の該当条件

海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事について

- 規模が著しく大
- 高度の技術を必要
- 高度の機械力を必要
- 都府県の区域の境界に係る

<事業実施主体>

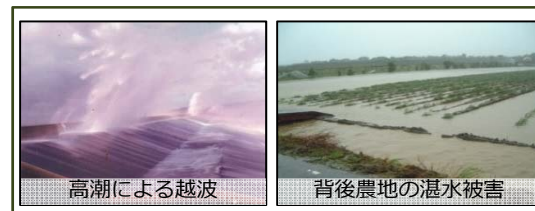
国（国費率：2／3等）

<事業イメージ>

○海抜ゼロメートル地帯における高潮対策
浸水被害等のリスクの高い干拓地の農地や宅地等を防護し、農業生産活動及び地域住民の生命・財産を守るため海岸堤防等の整備を推進しています。

○大規模地震等を想定した耐震化対策
東日本大震災等で堤防が被災した教訓を活かし、大規模地震等が発災した際に海岸堤防として必要な機能が確保できるよう耐震化対策を推進しています。

被害の状況



代表的な整備



〔お問い合わせ先〕 農村振興局防災課（03-6744-2199）

海岸保全施設整備事業（補助） <公共>

【平成31年度予算概算決定額 220（-）百万円】

<対策のポイント>

津波や高潮による壊滅的な被害を回避するため、**他事業と連携して計画的・集中的に海岸保全施設等の整備を実施**します。

<政策目標>

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）
【約37%（平成26年度末）→約57%（平成32年度末）】

<事業の内容>

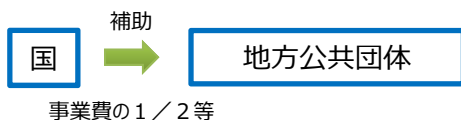
- 大規模地震や高潮のリスクが高く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に**河川事業等と連携して行う対策を計画的・集中的に実施する「海岸保全施設整備連携事業（補助）」を創設**します。
- 河川事業等と一体となって計画的・集中的に海岸保全施設整備を行うことで、津波や高潮による壊滅的な被害を回避します。

<対象となる地域>

◆ 次の①～③に該当する地域

- ① 南海トラフ地震等の大規模地震の発生リスクが高い地域またはゼロメートル地帯等の高潮により大きな被害が発生するおそれの高い地域
- ② 重要な背後地を抱え、津波や高潮によって深刻な被害が想定される地域
- ③ 近接する河川事業等と連携して背後地を守る一体的な計画を策定する地域

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○高潮対策

浸水被害のリスクの高いゼロメートル地帯を中心に**河川事業等と連携**して、農地や宅地等を防護し、農業生産活動及び地域住民の生命・財産を守るため**海岸堤防等の整備を推進**しています。

○耐震化対策

東日本大震災で堤防が被災した教訓を活かし、大規模地震等が発災した際に海岸堤防として必要な機能が確保できるよう**耐震化対策を河川事業等と連携して推進**しています。

被害の状況



事業実施イメージ図



代表的な整備



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2199）

災害復旧等事業（農地・農業用施設等）〈公共〉

【平成31年度予算概算決定額 8,303（8,163）百万円】

〈対策のポイント〉

わが国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすく、**毎年多くの災害**が発生しています。災害復旧事業（農地・農業用施設）は、**被災した農地・農業用施設の早期復旧**を行い、**農業生産活動の維持と農業経営の安定**を図り、さらには**国土の保全及び農村地域の安定性を向上**させることを目的としています。

〈政策目標〉

適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

〈事業の内容〉

1. 災害復旧事業

7,790（7,913）百万円

地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設等の復旧事業を実施します。また、災害発生後の被害状況把握から災害復旧事業の申請までに要する調査・設計に係る費用を支援します。

2. 災害関連事業

513（250）百万円

農業施設災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための改築又は補強、及び農村生活環境施設の復旧等を実施します。

〈事業の流れ〉



※ 農家一戸当たりの事業費により、補助率の高上げ制度あり。

〈事業イメージ〉

農業施設災害復旧事業

1. 被災した農地・農業用施設の早期復旧

● 畦畔の復旧例



● 決壊したため池の復旧例



● 水路の復旧例



農業施設災害関連事業

1. 再度災害防止のための施設改築・補強等

● 復旧と併せた区画整備例



● 復旧と併せたため池改修（緊急放流工の設置）例



● 農村生活環境施設（集落排水施設）の復旧例



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2211）

<対策のポイント>

農地中間管理事業の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じた、きめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を図るため、計画策定から営農定着に必要な取組を一括支援します。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 地域内農地集積型

- 畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に支援します。

2. 高収益作物転換型

- 基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や導入1年目の種子・肥料への支援など、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ支援します。

3. 農地集積推進型

- 担い手への農地集積を一層推進するため、推進費（整備費の最大5.0%）の交付により農業者の費用負担の軽減を図りつつ、基盤整備を機動的に支援します。

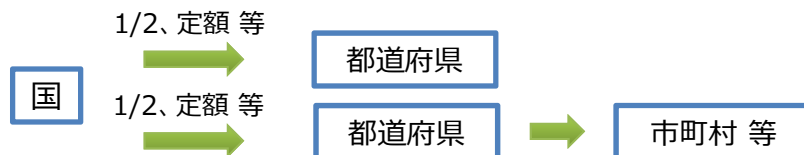
<機構集積協力金における農地整備・集約協力金の活用>

- リタイア農家が所有する農地等を機構を介して担い手に円滑に集約できるよう、機構集積協力金交付事業に創設された農地整備・集約協力金（整備費の最大12.5%）を活用することによって、農業者の費用負担の軽減を図ることが可能です。 ※下線部は拡充内容

<実施要件>

- ①事業対象地域が農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等、
 - ②総事業費200万円以上、③受益者数2者以上、④機構との連携概要の策定
- ※ 2及び3の型については、上記要件に加えて、高収益作物への転換や担い手への農地集積等の要件あり。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○きめ細やかな耕作条件の改善



畦畔除去



暗渠排水



土層改良



自動給水栓

○高収益作物への転換に向けた取組



検討会



技術研修会

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

農地耕作条件改善事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、**農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進**するとともに、**高収益作物への転換を推進することが重要**。
- このため、**多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに**、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、**計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援**。

1. 事業内容

《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

○定額助成

- ・ 区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等（※1）
- ・ 1地区あたり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援 等

（※1）定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

○定率助成

- ・ 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道、農地造成 等
- ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援 等

《農地集積推進型》最大5年（ハードは最大3年）

事業規模、農地集積・集団化等を実施要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を支援。

①機動的な基盤整備：《地域内農地集積型》の定率助成と同様（但し、単独実施は、面的整備（区画整理、農地造成、暗渠排水）のみ可能）

②集積推進費：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付（最大5.0%等、国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担）

【農地集積推進型の実施要件】

- 面的整備の場合、事業対象農地は、**1ha（中山間等は0.5ha）以上の連坦化した農地**であること
- 総事業費が**1,000万円以上の都道府県営事業**であること
- 目標年度（事業完了後3年）までに、①担い手への**農地集積率が概ね50%以上向上し、事業対象農地の全てが集積**され、また、②担い手への**農地集団化率が向上し、概ね8割以上**となること

《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

① 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

○定額助成（※2）

- ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での講習・研修会

② 農地耕作条件改善（最大5年（ハードは最大3年））

《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入（タマネギの収穫）

③ 高収益作物導入支援（最大5年）

○定額助成（※2）

- ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等

○定率助成

- ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等



検討会の様子

（※2）プランの作成や技術習得等に必要な経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者2人以上（土地所有者含む）が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

2. 実施要件（共通）

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これらを受益とする施設も対象）
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2人以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等
- ・ 《農地集積推進型》は、都道府県のみ



これなら思い通りの農業ができるわ！

農地耕作条件改善事業における機構集積協力金「農地整備・集約協力金」(H31新設)の活用

- 基盤整備が進んだ地域には、**未整備な農地**が存在している場合もあり、これらの農地は、例えば、高齢化等により農業者がリタイアした場合には、未整備であることから、**担い手が引き受けられず**、結果として、耕作放棄地となって、鳥獣被害の発生源となる等、周辺の担い手の経営環境にも**負の影響を及ぼす**おそれが高い。
- 一方で、そのような未整備農地は、周辺の**担い手に集約しやすい立地条件**にあることから、この農地を対象に基盤整備を行い、担い手に集約することで、**地域の農業生産性は一層向上**する。
- そこで、このような農地を対象とした**基盤整備と担い手への農地の集約**を促進するため、平成31年度予算において、機構集積協力金交付事業において、**農地耕作条件改善事業における農業者の費用負担の軽減に充当するための「農地整備・集約協力金」**を創設した。農地耕作条件改善事業において、本協力金を活用することで、**担い手への農地集約率**に応じて、**最大で農業者の負担なく基盤整備を実施**することが可能。

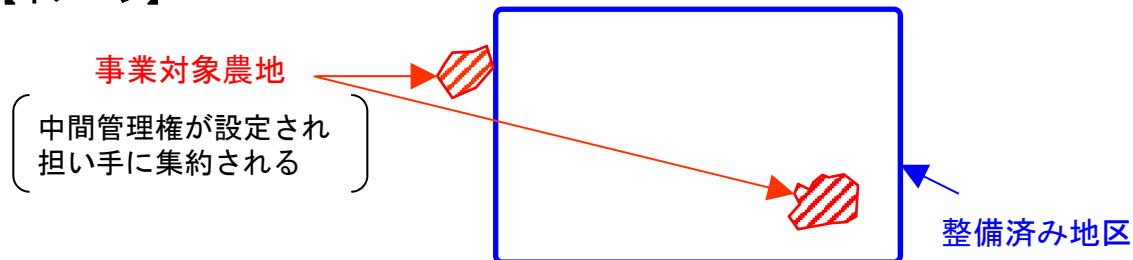
【協力金の交付対象事業】

農地耕作条件改善事業のうち**都道府県営事業**であって、交付要件を満たす地区

【協力金の主な交付要件】

1. 農地耕作条件改善事業の事業対象農地は、**基盤整備済み地区**に内在または隣接しているものであって、**地域内で合計10ha(中山間:5ha)未満**であること
2. 対象農地のすべてについて、**目標年度までに担い手に集積され**、かつ**農地中間管理権が協力金の申請日から15年以上設定**されていること
3. 対象農地を含む地域において、**農地を次世代につなぐための「次世代農業発展計画」**が都道府県によって策定されていて、また**人・農地プランの見直し(実質化)**を行うこと

【イメージ】



【農地整備・集約協力金】

目標年度における担い手の農地集約率（事業対象農地に占める、担い手に集約した面積）に応じて、農業者の事業費負担の軽減を目的として、**都道府県に交付**する。

$$\text{〇担い手の農地集約率} = \frac{\text{担い手に集約した事業対象農地面積}}{\text{事業対象農地面積}}$$

目標年度における担い手の農地集約率	交付率 (整備費に対する割合)
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%

※機構集積協力金交付事業において措置
※平成35年度までの時限措置

<対策のポイント>

農業の持続的な発展を後押しするため、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく推進するとともに、効果を最大限に発揮するための取組を支援します。

<政策目標>

- 施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合 約5割以上 [平成32年度まで]
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約34万ha (うち農地面積 約28万ha) [平成32年度まで]

<事業の内容>

1. きめ細やかな長寿命化対策

- 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、分水ゲート自動化、パイプライン化、水管理のICT化、自動給水栓の導入などによる水管理・維持管理の省力化を支援します。
- ハード対策を行うための、機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- 小規模なため池を対象として、災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置など、防災減災に資する対策を支援します。また、ため池の統廃合等を実施可能とします(定額)。

3. ため池の保全・避難対策

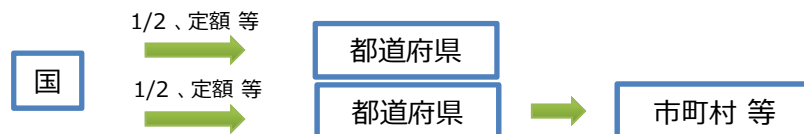
- ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、都道府県等を単位として行うパトロールなど監視・保全管理に資する活動等を支援します(平成32年度まで定額)。

<実施区域> 農振農用地、生産緑地(拡充)等

<実施要件>

- 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、
 工事期間3年 (ため池の場合は5年以内(拡充)) 以内 等
 ※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ> ※事業実施年度での採択申請が可能(複数回受付)



<事業イメージ>

きめ細やかな長寿命化対策



漏水防止のための整備



自動給水栓の導入

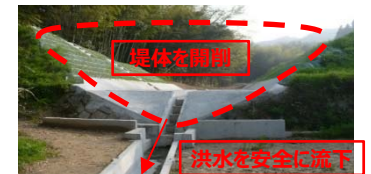


老朽化した施設の機能診断

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の統廃合

ため池の保全・避難対策



ため池の管理技術習得の研修

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
 農村振興局防災課 (03-6744-2210)

農業水路等長寿命化・防災減災事業の拡充内容

1. 小規模なため池の防災減災対策の着実な促進と保全・避難対策の推進

ため池整備の推進

ため池整備の拡充

要件の拡充

ため池の整備を着実に実施するため、1地区当たりの工事期間を3か年以内から5か年以内に延長。

ため池整備に必要な調査計画の拡充

ため池の耐震性点検・調査の定額助成の上限額の拡充

ため池整備に必要な耐震性点検・調査については、1地区当たりの定額助成の上限額を3,000万円に引き上げ、複数のため池を同時に調査することで、効率的な調査を可能とする。
(定額助成の上限額の拡充は平成32年度まで)

監視・管理体制の強化

ため池の監視・管理体制の強化

補助率の定額化

ため池の状況を速やかに把握するための監視カメラや水位計等の管理施設の整備、ため池の防災機能を確保するために必要な施設の軽微な補修等について定額で支援する。
(定額助成は平成32年度まで)

ため池の統廃合の推進

事業の拡充

施設が決壊した場合、下流の家屋等に影響を与えるおそれのあるため池の廃止を定額で支援し、ため池の統廃合を加速化する。

【定額助成の上限額】

堤高5m未満	: 上限1,000万円／箇所
堤高5m以上10m未満	: 上限2,000万円／箇所
堤高10m以上	: 上限3,000万円／箇所

ため池の保全・避難対策の推進

ため池のハザードマップの作成

定額助成の上限額と要件の拡充

ため池のハザードマップ作成については、定額助成(上限無し)するとともに、ソフト単独での実施を可能とする。
(定額助成は平成32年度まで)

ため池の保全・管理体制の構築

要件の拡充

ため池の監視・管理に必要な技術習得のための研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動についてソフト単独での実施を可能とする。(定額助成は平成32年度まで)

事業の創設

ため池の地域(市町村)又は都道府県単位で行う監視・保全管理に資する活動を支援。
(平成32年度まで定額助成(上限1,000万円)とし、以降は定率とする)

2. 都市農地の保全を図るため長寿命化対策の実施区域を拡充

拡充の背景

近年、都市農業は、住民に地元産の新鮮な農産物を提供する機能のみならず、都市住民が身近に農業に親しむ場所や災害時の避難場所の提供など多様な機能の発揮という観点から、住民の評価が高まっている(「都市農業振興基本計画」(平成28年閣議決定)で、都市農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置付けが転換)。本国会での都市農地の貸借の円滑化に関する法律の成立を契機として拡充を行う。

<拡充(追加する区域)> ①生産緑地法に基づく生産緑地【市街化区域内】、②地方公共団体との契約・条例等により適正な保全が図られている農用地【市街化調整区域内】において、現況施設の機能を維持するものに限る。また、次のいずれかに該当する農地を受益地を含むこと(A:生産物を地元直売所等で販売、B:市民農園など農業に親しむ場を提供、C:防災協力農地など防災の観点から必要)。

農家負担金軽減支援対策事業

【平成31年度予算概算決定額 4,044 (3,256) 百万円】

<対策のポイント>

土地改良事業等の農家負担金の無利子貸付等を行うことにより、農家負担金の軽減を図り、農用地の利用集積等を促進します。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

- 担い手農地利用集積率の一定以上の増加が確実と見込まれる土地改良区等に対して、**農家負担金の5/6を限度に無利子貸付**を行います。

2. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

- 一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る営農再開までの**負担金の償還利子相当額を土地改良区等に対して助成**します。

3. 農地有効利用推進支援事業

- 担い手への農地利用集積率が向上することが見込まれる地区に対して、以下の支援を行います。

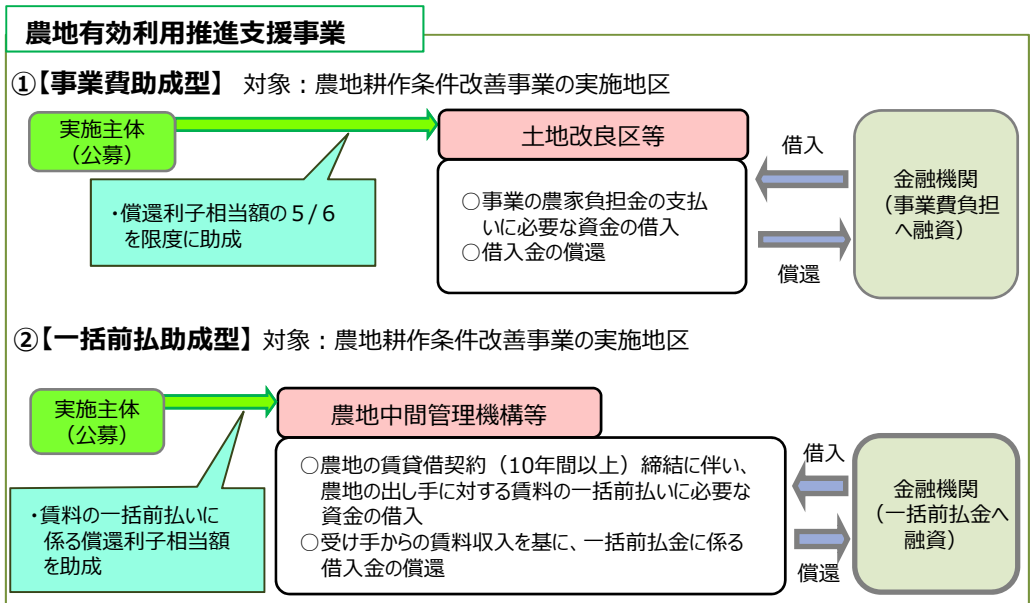
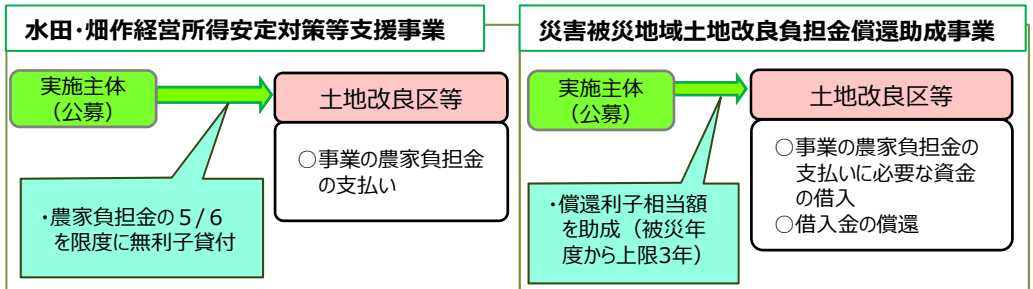
① **農家負担金の償還利子相当額の5/6を限度に土地改良区等に対して助成**します。

② 農地の長期間の賃貸借契約締結に伴い、土地改良事業償還金等債務のある農地の出し手に対する**賃料の一括前払いに必要な借入資金にかかる償還利子相当額を農地中間管理機構等に対して助成**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-3502-6277)

日本型直接支払

【平成31年度予算概算決定額 77,447 (77,190) 百万円】

<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動**を支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組の着実な推進

<事業の全体像>

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている**多面的機能の発揮に支障**が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への**水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害**されることが懸念される状況にあります。
- このため、「**農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律**」に基づき、農業・農村の**多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等**に対して支援を行い、**多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押し**していく必要があります。

多面的機能支払 48,652 (48,401) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



植栽活動

中山間地域等直接支払 26,344 (26,340) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,451 (2,450) 百万円

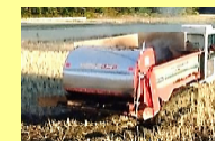
自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【平成31年度予算概算決定額 48,652 (48,401) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<政策目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を4割以上に向上 [平成32年度まで]
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合を5割以上に向上 [平成32年度まで]

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (46,801) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ^{※1}	③資源向上支払 (長寿命化) ^{※1,2}	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ^{※1}	③資源向上支払 (長寿命化) ^{※1,2}
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

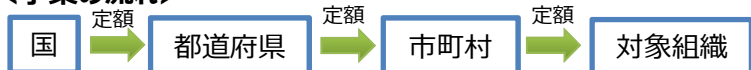
[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,600) 百万円

- 都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

① 農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

② 資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

(円/10a)

○ 小規模集落支援

既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援

○ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等

○ 農村協働力の深化に向けた活動への支援

上記の取組に加えて、構成員のうち非農業者等が占める割合が4割以上かつ実践活動に構成員の8割以上が毎年度参加する場合

○ 広域化した活動組織への支援

	小規模集落支援として農地維持支払に 加算する単価	
	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40

(円/10a)

	多面的機能の更なる増進に に向けた活動への支援		左記の取組に加えて、農村 協働力の深化に向けた活動 への支援	
	都府県	北海道	都府県	北海道
田	400	320	800	640
畑	240	80	480	160
草地	40	20	80	40

都府県	北海道	交付額(定額)
3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

※下線部は拡充内容 [お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

日本型直接支払のうち 中山間地域等直接支払交付金

【平成31年度予算概算決定額 26,344 (26,340) 百万円】

<対策のポイント>

高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動が継続的に行われるよう、集落の活動体制の維持・強化を推進しつつ、引き続き第4期対策（平成27～31年度）を実施します。

<政策目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.0万haの減少を防止 [平成27年度～31年度まで]

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,890 (25,890) 百万円

- 中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。
- 担い手を支える地域の体制を強化するため、**モデル地区における試行的な加算措置及び個人受給額の上限緩和（250万円→500万円）**を実施します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

田：急傾斜
(傾斜：1/20)

21,000円/10a

畑：急傾斜
(傾斜：15度)

11,500円/10a

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 454 (450) 百万円

- 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進体制を強化します。

※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
- ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

【加算措置】

<集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保安全管理加算>

項目		10a当たり単価
集落連携・機能維持加算	①広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	地目にかかわらず 3,000円
	②小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援	田：4,500円 畑：1,800円
超急傾斜農地保安全管理加算	超急傾斜農地（田：1/10～、畑：20度～）の保全や有効活用を支援	田・畑：6,000円

<地域営農体制緊急支援試行加算>

※試行加算はモデル地区において国費定額で実施

項目		10a当たり単価
人材活用体制整備型	新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を支援	地目にかかわらず 3,000円
集落機能強化型	主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体（地域運営組織等）を設立するなど、集落機能を強化する取組を支援	地目にかかわらず 3,000円
スマート農業推進型	省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を支援	地目にかかわらず 6,000円

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

日本型直接支払のうち 環境保全型農業直接支払交付金

【平成31年度予算概算決定額 2,451 (2,450) 百万円】

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援**します。

＜政策目標＞

- 土壌炭素貯留量の増加への貢献
- 市町村における有機農業の推進体制の整備率の向上（50% [平成31年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,360 (2,360) 百万円

【対象者】 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援の対象となる農業者の要件】

- ▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ▶ 国際水準GAPを実施していること
- ※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
- ▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

【支援対象活動】

化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う
地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 90 (90) 百万円

【対象者】 地方公共団体等

【支援内容】

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援

＜事業の流れ＞ → 環境保全型農業直接支払交付金 → 環境保全型農業直接支払推進交付金



＜事業イメージ＞

▶ 全国共通取組



5 割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する取組



化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

支援対象となる取組

▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組

交付単価

	対象取組	交付単価※
全国共通取組	カバークロップ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)
	堆肥の施用	4,400円/10a
	有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)
地域特認取組 ※ 取組内容や交付単価は、都道府県により異なります		

配分に当たっては、**全国共通取組が優先**されます。

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

中山間地農業ルネッサンス事業 <一部公共>

【平成31年度予算概算決定額 44,002 (40,000) 百万円】
 (優先枠等を設けて実施)

<対策のポイント>

傾斜地等の条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足など、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の景観等の中山間地の特色をいかした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

<政策目標>

地域の特色をいかした農業の展開、都市農村交流や農村への移住・定住を促進するとともに、地域コミュニティによる農地等の地域資源を維持・継承

<事業の内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- 地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援に加え、中山間地における高収益作物への転換や棚田における保全体制の強化等を支援します。

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- 中山間地における農地集積、高収益作物の導入や加工・販売など、経営規模の大小にかかわらず意欲ある農業者の取組を支援します。また、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- 農地・水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

<事業の流れ (推進事業) ※>



<事業イメージ>

中山間地農業ルネッサンス推進事業 【2.5億円】

- 営農・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備等、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援
- 中山間地における様々な課題に対応したモデル支援を実施

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援 優先枠252億円

地域の特色をいかした農業の展開 都市農村交流や農村への移住・定住

- ↑ 事業毎の優遇措置
- 国の支援事業
- ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
 - ・ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
 - ・ 農業農村整備関係事業
 - ・ 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業
 - ・ 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備、バイオマス利活用施設整備
 - ・ 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策等）

連携事業 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承 優先枠186億円

- ↑ 事業毎の優遇措置
- 国の支援事業
- ・ 多面的機能支払交付金
 - ・ 環境保全型農業直接支払交付金
 - ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
 - ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））
 - ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

連携事業 中山間地域等直接支払交付金

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3502-6286）

「中山間地農業ルネッサンス事業」における優遇措置

推進事業の拡充

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業
中山間地における高収益作物への転換や棚田における保全体制の強化等、様々な課題に対応したモデル支援を実施

受益面積要件の緩和

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
都道府県知事が認める場合に受益面積要件を撤廃可能として実施
- 農業農村整備関係事業
 - (1) 農業競争力強化基盤整備事業
 - ・ 農地整備事業（中山間傾斜農地型）について、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の要件30%（その他の型においては50%）で実施
 - ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を変更（10ha以上→5ha以上）
 - ・ 水利施設等保全高度化事業（特別型）について、中山間地域等における受益面積要件を変更（20ha以上→10ha以上）
 - (2) 農山漁村地域整備交付金
農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で「保全対策型」を実施
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））
新たに繁殖雌牛放牧に取り組む場合に確保すべき放牧地の面積を緩和して実施

上限事業費・補助率の緩和

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
上限事業費を1.3倍に拡大
- 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備
加工・販売施設等の整備に対して補助率を嵩上げ（3/10→1/2）して実施

採択に当たっての配慮

- 農山漁村振興交付金
農泊推進対策で審査時に配慮
- 鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）
被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合に優先的に採択
- 農業水路等長寿命化・防災減災事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備、
バイオマス利活用施設整備
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

その他の支援

- 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
農地バンクの最低活用率要件を平地の1/5に緩和（平地:20%超→中山間地:4%超）等
- 多面的機能支払交付金
広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が100ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）
- 環境保全型農業直接支払交付金
交付金を受けるための事業要件（技術指導等の「推進活動」）を免除
- 中山間地域等直接支払交付金
集落戦略（地域の10~15年後を見据えた戦略であり、作成した場合、交付金返還が一部緩和）の作成期限を延長（平成29年度末→平成31年度末）
- 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）
山村地域の農林水産物等の販路開拓を支援するため、山村の産品に興味を持つバイヤーを集めた商談会を開催

<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔平成32年度まで〕）
- 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない〔平成37年度〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じた都市と農山漁村の交流や定住の促進のため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための活動計画づくりや、ICTを活用した定住条件の強化に向けた取組、都市農業の多様な機能の発揮のための取組を支援します。

- ① 地域活性化対策 ② 都市農業機能発揮対策

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流促進のため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入などの取組を支援します。

- ① 農泊推進対策 ② 農福連携対策

3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化・販売促進等の取組を支援します。

- ① 山村活性化対策 ② 農山漁村活性化整備対策

<事業の流れ>

- 1 ①から3 ①までの事業を実施する場合



- 3 ②の事業を実施する場合



<事業イメージ>

普及啓発

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、ICTを活用するモデル構想の策定・試行、優良事例や農業遺産のPR活動等を支援します。



ブランド化に向けた専門家からの助言

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を生かす取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援します。



マルシェの開催

交流

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや滞在施設の整備等を一体的に支援するとともに、全国の農泊の取組の国内外へのPR等を支援します。



インバウンド受入体制の整備

農福連携対策

福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入、農業経営体の障害者受入をサポートする人材育成等の取組等を支援します。



障害者に対する農業技術の指導

定住促進

山村活性化対策

地場の農林水産物等の山村の特色ある地域資源の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援します。



農産物直売施設

【お問い合わせ先】

- (1の事業) 農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)
- (2の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
- (3の事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

「農泊」の推進

【平成31年度予算概算決定額 5,258 (5,655) 百万円】

＜対策のポイント＞

「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、効果的な国内外へのプロモーション等を実施します。

＜政策目標＞

「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出（500地域 [平成32年まで]）

＜事業の内容＞

1. 農泊推進事業

- 都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進するため、**農泊ビジネスの体制構築**や地域資源を活用した魅力ある**観光コンテンツの磨き上げ**、及び**専門人材の確保等を支援**
- 増大するインバウンド需要に対応するための、**ストレスフリーで快適に滞在できる環境の整備等への支援を拡充**（2年間の事業が完了した地域に対し、1地域200万円を上限に追加支援）

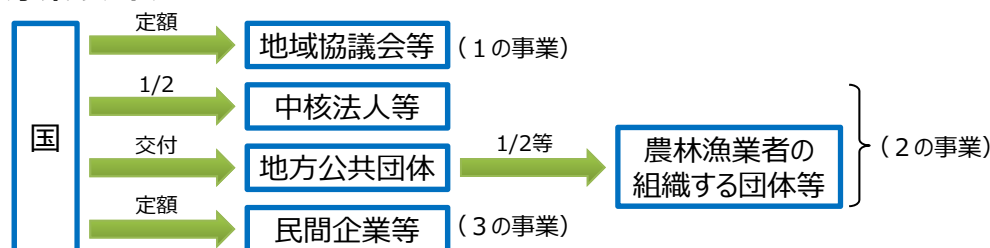
2. 施設整備事業

- **古民家等を活用した滞在施設**や**農林漁業・農山漁村体験施設**、活性化計画に基づき**農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設**など、農泊を推進するために必要となる**施設の整備を支援**
- 増大するインバウンド需要を含む国内外の旅行者を確実に受け入れられる**収容能力の確保のため**、**地域内に存在する廃校等の遊休施設を有効活用する大規模な施設整備への支援を拡充**（1地域1億円を上限に支援）

3. 広域ネットワーク推進事業

全国で農泊に取り組む地域が効率的かつ効果的に事業を推進できる環境を整備するため、**デジタルマーケティング手法等を活用した国内外へのプロモーション**、**他分野との連携等の取組を支援**

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【1の事業】

- **事業実施主体** 地域協議会、農業協同組合、NPO法人等
- **事業期間** 2年間等 ○ **交付率** 定額



地域資源を活用した体験メニューの開発



地域の食材を活用したメニュー作り



【2の事業】

- **事業実施主体** 市町村、地域協議会の中核となる法人等
 - **事業期間** 2年間 ○ **交付率** 1/2（上限2,500万円等）
- （活性化計画に基づく事業）**

- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- **事業期間** 原則3年間 ○ **交付率** 1/2等



古民家を活用した滞在施設



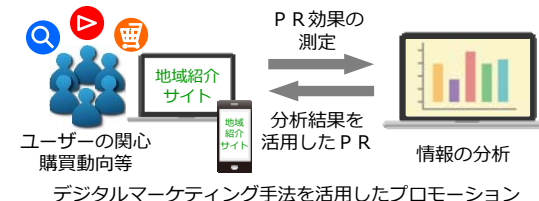
農産物販売施設



廃校を改修した大規模滞在施設

【3の事業】

- **事業実施主体** 民間企業、都道府県 等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額



デジタルマーケティング手法を活用したプロモーション

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

山村活性化支援交付金

【平成31年度予算概算決定額 784（780）百万円】

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

<政策目標>

農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない〔平成37年度〕）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等を図る取組の試行実践等）を支援します。

- 交付率：定額（1地区あたり上限1,000万円）
- 事業実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 対象地域：山村振興法に基づき指定された振興山村
※山村振興計画が策定されていること

2. 商談会開催事業

バイヤーとの商談会を開催し、販路開拓を支援します。
商談会会場での売り込みに加え、WEB上での商談機能を強化。
※下線部は拡充内容

- 交付率：定額
- 事業実施主体：民間企業等
- 実施期間：1年

<事業の流れ>

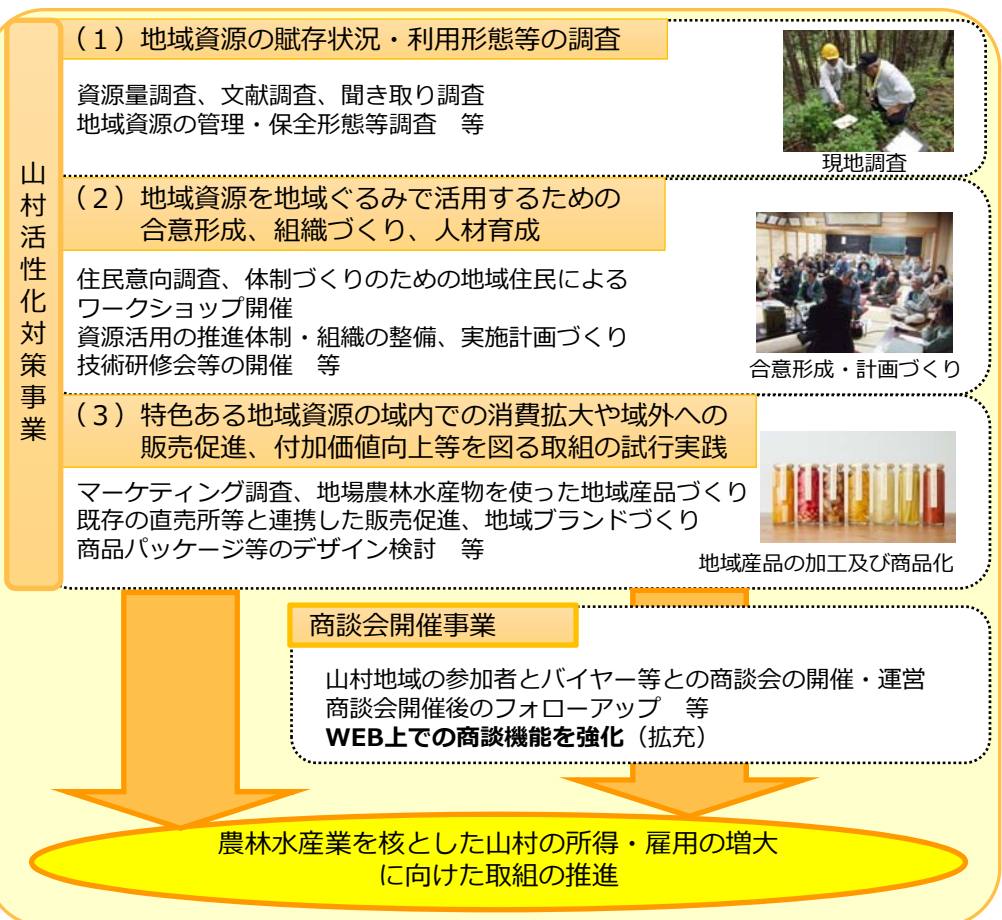
- 1の事業を実施する場合



- 2の事業を実施する場合



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2498）

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

<対策のポイント>

- 野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、**地域関係者が一体となった被害対策の取組**や、**ジビエ利用拡大に向けた取組**を支援します。
- シカによる森林被害が深刻な地域等において、広域かつ計画的な捕獲等のモデル実施や捕獲手法の普及等を行います。

<政策目標>

- 鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,200に増加 [平成32年度まで]
- シカ、イノシシを約68万頭捕獲 [平成31年度]
- 野生鳥獣のジビエ利用量 (平成28年度1,283トン) を平成31年度に倍増

<事業の内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 10,227 (10,350) 百万円 (H30補正 334百万円)

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。

(ハード対策) 侵入防止柵、処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設、衛生管理高度化設備、搬入促進施設 (例:ジビエカージュニア、保冷車) の整備 等※1

(ソフト対策)

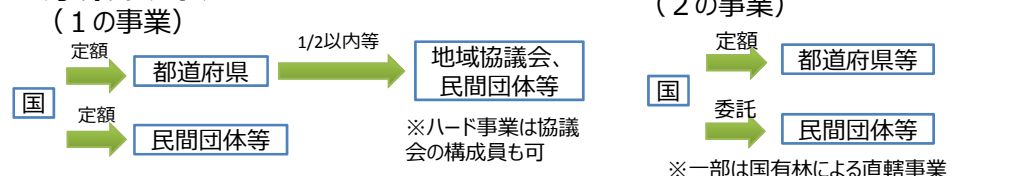
- ・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動※2
- ・ICT等の新技術実装による「スマート捕獲」の取組※2
- ・国産ジビエ認証取得等に向けた支援等、**モデル地区の取組の横展開**※2
- ・都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組※3
- ・捕獲活動経費の直接支援※4
- ・鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等の研修
- ・ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援 等

- ※1 1/2以内 (条件不利地は5.5/10以内、沖縄県は2/3以内)。侵入防止柵を自力施工する場合、資材購入費相当分を定額支援。
- ※2 1/2以内、定額 (被害防止推進活動の取組状況に応じた限度額内で定額支援)。
- ※3 都道府県当たり2,300万円以内を定額支援。

2. シカによる森林被害緊急対策事業 142 (166) 百万円

- ・シカによる森林被害が深刻な地域等において、**林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲等**をモデル的に実施
- ・捕獲手法の効果的な普及に向けたマニュアルの整備を実施 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

総合的な鳥獣被害対策



※4 シカ、イノシシの成獣について、焼却施設等へ運搬する場合は8千円/頭以内とする単価を追加 (その他の単価は現行どおり)。

「スマート捕獲」の推進

ICTを活用した罠等の実装を通じて、「スマート捕獲」を実現



捕獲の効率化・合理化

「モデル地区の取組の横展開」



<ジビエカージュニア>

- 保冷搬出により肉の劣化を防止。より広域から搬入可能となる。
- 国産ジビエ認証に必要な知識等の習得等による衛生管理の向上

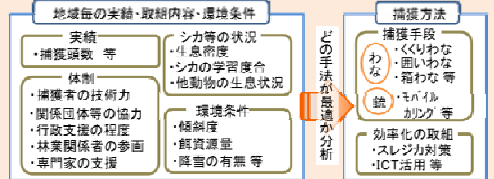
- 衛生管理高度化設備支援
- 処理加工施設の国産ジビエ認証取得促進

ジビエ利用率の向上、搬入・処理頭数の増大

【モデル的な捕獲等の実施】



【条件に応じた捕獲方法をマニュアル化】



【お問い合わせ先】 (1の事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)
 (2の事業) 林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063)

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【平成31年度予算概算決定額 150（150）百万円】
 （平成30年度第2次補正予算額 210 百万円）

＜対策のポイント＞

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、**降灰被害に対応するための施設整備等**を緊急的・集中的に実施します。

＜政策目標＞

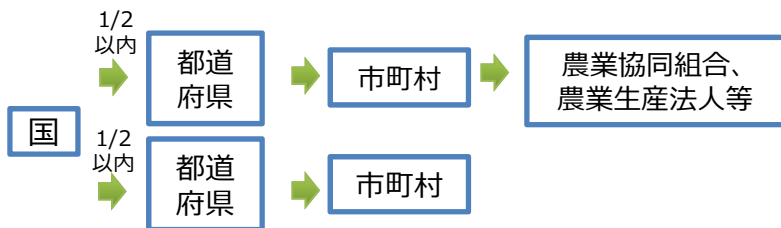
湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha） [平成32年度まで]

＜事業の内容＞

活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰による被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備や関連して行う基盤整備等を支援します。

1. 降灰被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を実施
2. 1. に関連する整備等を一体的に実施

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

火山の噴火



桜島

農作物への降灰 (茶、露地野菜等)



茶



キャベツ



エンドウマメ

＜事業の実施＞

【1. 施設整備等】



露地野菜洗浄用機械（乗用型）



茶葉洗浄用機械（乗用型）

・乗用型洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、収量及び商品性の低下を防止します。



据置型洗浄用機械

・工場の据置型の洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、商品性の低下を防止します。

【2. 関連整備等】



洗浄用水供給施設

・農作物の洗浄のための用水を供給する施設により、洗浄効果を高め、収量及び商品性の低下を防止します。

洗浄された農作物



茶



キャベツ



エンドウマメ

【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-3502-6430)

有明海再生対策

【平成31年度予算概算決定額 1,765 (1,765) 百万円】

<対策のポイント>

有明海等の再生に向けて、海域環境の保全・改善と水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、有明海沿岸4県が協調した、**海域環境の調査、魚介類の増養殖対策**を行うとともに、**漁場改善対策**を推進します。

<政策目標>

有明海の再生

<事業の内容>

1. 海域環境の調査

- ① **有明海特産魚介類生息環境調査委託事業** **600 (600) 百万円**
有明海の再生に向けた**有明海特産魚介類の最適な生息環境の調査**を実施するとともに、**有明海沿岸4県が協調して産卵場や成育場のネットワークの形成等による資源回復に向けた調査**を実施します。
- ② **国営干拓環境対策調査<公共>** **328 (328) 百万円**
有明海的环境変化の要因解明に向けて、**水質や底質及び生態系の変化等に関する調査**を実施するとともに、**環境保全対策などの対応を検討**します。

2. 魚介類の増養殖対策

- (有明海漁業振興技術開発事業) **400 (400) 百万円**
有明海の再生に向けた、**有明海沿岸4県が協調して行う海域特性に対応した効率的な種苗の量産化及び効果的な放流手法等に関する技術開発**を支援します。

3. 漁場改善対策

- ① **有明海のアサリ等の生産性向上実証事業** **325 (325) 百万円**
有明海の漁業者の収益性の向上を図るため、**各漁場におけるアサリ等の漁獲量の増加に資する技術開発・実証**を行います。
- ② **有明海水産基盤整備実証調査<公共>** **112 (112) 百万円**
タイラギ等の資源回復のため、**効果的に餌料環境の改善を図るための漁場の整備方策に関する実証調査**を行います。

(関連対策)

- 1.水産基盤整備事業(水産環境整備事業) <公共> 15,351 (10,604) 百万円の内数
- 2.養殖業成長産業化推進事業 402 (274) 百万円の内数

<事業の流れ> ※事業実施主体が国の場合は、国庫負担率10/10



- [お問い合わせ先]
- | | | |
|---------------|------------|----------------|
| (1の事業) | 農村振興局農地資源課 | (03-6744-1709) |
| (2、関連対策2の事業) | 水産庁裁培養殖課 | (03-6744-2385) |
| (3①の事業) | 水産庁研究指導課 | (03-3591-7410) |
| (3②、関連対策1の事業) | 水産庁計画課 | (03-3502-8491) |

<事業イメージ>

アサリ

タイラギ

浮遊幼生ネットワーク

※ 図はアサリ浮遊幼生ネットワークの例を示す。

平成30年度第2次農林水産関係補正予算の概要

【農村振興局】

1 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施

(1) 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

① 農地の更なる大区画化・汎用化の推進<公共> 348億円

- 農地中間管理事業の重点実施区域等において、担い手への農地集積・集約化を加速化し、米の生産コストの大幅な削減等のため、農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等のための整備を推進

② 中山間地域所得向上支援対策 280億円

- 中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援

うち本体	80億円
うち産地パワーアップ事業優先枠	40億円
うち畜産・酪農収益力強化整備等 特別対策（畜産クラスター）事業 優先枠	40億円
うち農業農村整備事業優先枠	120億円

(2) 国際競争力のある産地イノベーションの促進

○ 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進<公共> 518億円

- 高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、排水改良等による水田の畑地化・汎用化や、畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進

(3) 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

○ 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進<公共> 36億円

- 畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、収穫作業等の受託や大型機械化体系に対応した草地整備を推進

2 重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策

- ① 農業水利施設の緊急対策＜公共＞ (農業農村整備事業で実施)
5 1 1 億円
- ・ 農業水利施設について、耐震化対策などの非常時にも機能を確保するために必要な施設の改修・更新等を実施 (農山漁村地域整備交付金で実施)
5 0 億円の内数
- ② ため池の緊急対策＜公共＞ (農業農村整備事業で実施)
5 1 1 億円の内数
- ・ 下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池について、機能や安全性確保のための改修や利用されていないため池の廃止等を実施 (海岸事業で実施)
- ③ 海岸堤防等の緊急対策＜公共＞ 8 億円
- ・ 海岸堤防等について、高潮や津波に対し必要な堤防高確保のための整備や耐震対策等を実施 (農山漁村地域整備交付金で実施)
5 0 億円の内数

3 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく施策等の推進

- 鳥獣被害防止総合対策交付金 3 億円
- ・ 野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組等を推進するため、捕獲活動経費等を支援

4 台風 24 号等の災害への対応

- ① 災害復旧等事業＜公共＞ 3 3 6 億円
- ・ 被災した農地・農業用施設、治山施設、林道施設、漁港施設等の速やかな復旧等を実施
- ② 特殊自然災害対策施設緊急整備事業 2 億円
- ・ 火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設等の整備を支援

1. 「TPP等関連政策大綱」に基づく農地の更なる大区画化等の政策の推進:942億円(公共:902億円、非公共:40億円)

公共事業

農地の更なる大区画化・汎用化の推進(348億円)

担い手の米の生産コストを大幅に削減するため、農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化・合理化のための整備を推進



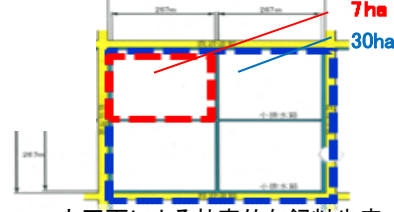
水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進(518億円)

高収益作物を中心とした営農体系への転換のため、水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化を推進



畜産クラスターを後押しする草地整備の推進(36億円)

畜産クラスターの取組を加速化し、効率的な飼料生産の一層の推進のため、草地の大区画化等の基盤整備を推進



非公共事業

中山間地域所得向上支援事業(40億円)

中山間地域所得向上計画に基づき、水田の畑地化や、客土等の簡易な整備を含む農地整備、畑地かんがい施設等の水利施設の整備等を推進



2. 重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策:546億円

(農業農村整備事業:511億円、農山漁村地域整備交付金のうち農業農村整備事業分:35億円)

平成30年7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震等の被害を受け、全国重要インフラ緊急点検や全国ため池緊急点検を実施。これら点検結果等を踏まえ、ため池や農業水利施設等の強靱化のための緊急対策を実施する(農業農村整備事業及び農山漁村地域整備交付金で実施)。

農業水利施設の緊急対策

被災状況(地震・豪雨)

重要インフラ、ため池の緊急点検結果

ダム洪水吐の被災(厚真ダム)
平成30年北海道胆振東部地震

ため池の決壊
平成30年7月豪雨

非常時電源設備の設置
非常用電源設備の設置

耐震照査の結果、橋脚部が耐震不足であることが判明

耐震化後の頭首工堰柱
耐震化前の幅、耐震化後の幅

緊急点検の結果、ため池法面の崩壊を確認

施設の耐震化

水路改修

耐水対策の整備

非常時電源設備の設置

耐震化後の頭首工堰柱

改修後の排水路

耐水扉の設置

ため池の緊急対策

整備前

整備後

ため池の整備

堤体を開削

ため池の廃止

洪水を安全に流下

農地の更なる大区画化・汎用化の推進 <公共>

【平成30年度第2次補正予算額 34,800 百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理事業の重点実施区域等において、**担い手への農地集積・集約化を加速化**し、米の生産コストの早期かつ大幅な削減等のため、**農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等のための整備**を推進します。

<政策目標>

担い手の米の生産コストが9,600円/60kgを下回り、かつ、同コストがおおむね10%以上削減されることが見込まれること

<事業の内容>

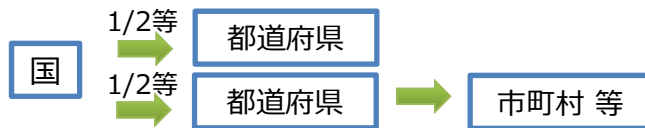
農地の大区画化・汎用化の推進

米の生産コストの早期かつ大幅な削減等のため、農地の大区画化や排水対策等を推進します。

<主な工種>

区画整理、暗渠排水、農業用排水施設整備 等

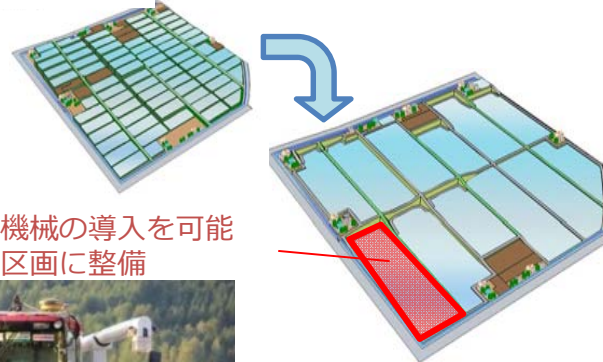
<事業の流れ>



※事業実施主体が国の場合は、国費率2/3等

<事業イメージ>

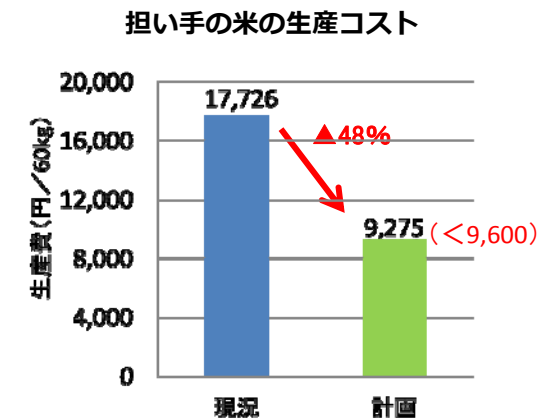
<整備後のイメージ>



大型農業機械の導入を可能とする大区画に整備



<効果（米の生産コストの低減（円/60kg）>



※対策地区(362地区)における目標値(計画値)の平均値

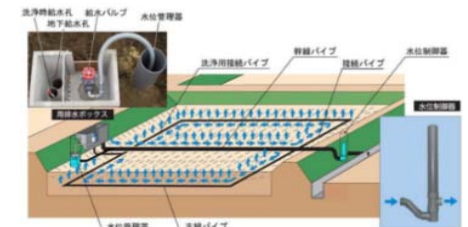
水管理の省力化・合理化を可能とするパイプライン化、地下かんがいを推進



末端給水栓



パイプライン化



地下かんがい

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進 <公共>

【平成30年度第2次補正予算額 51,800 百万円】

<対策のポイント>

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、平場・中山間地域等における排水改良等による水田の畑地化・汎用化、区画拡大や畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進します。

<政策目標>

作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る生産額がおおむね10%以上増加すること
作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る生産額がおおむね50%以上増加すること
※主食用米を除く作物生産額を対象とする。

<事業の内容>

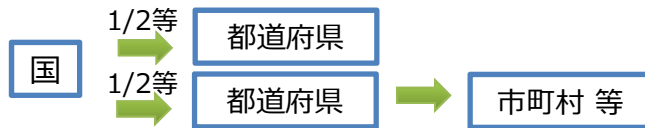
水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、水田の排水改良や、畑地・樹園地の区画拡大・畑地かんがい施設の整備等を推進します。

<主な工種>

区画整理、暗渠排水、農業用排水施設整備 等

<事業の流れ>



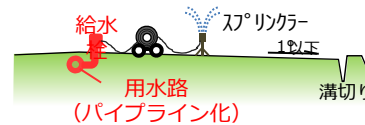
※事業実施主体が国の場合は、国費率2/3等

<事業イメージ>

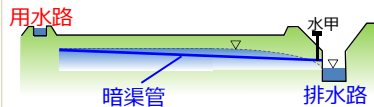
<水田の畑地化・汎用化>

水田に野菜等を導入できるように排水改良を行い、かんがい設備を整備

○畑地化のイメージ

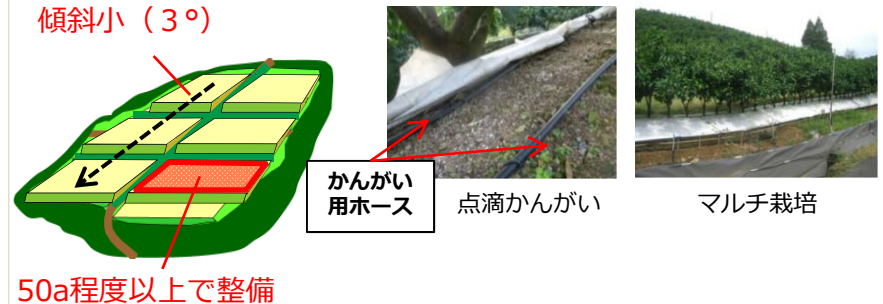


○汎用化のイメージ

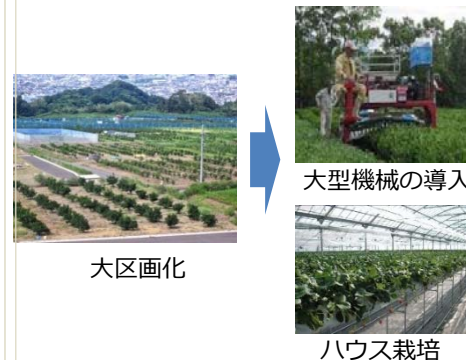


<畑地・樹園地の高機能化>

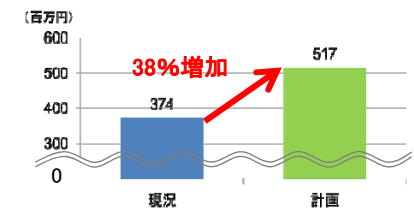
○みかんのマルチドリップ灌漑



50a程度以上で整備



高収益作物の生産額の変化



※ 対策地区(666地区)における目標値(計画値)の平均値

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 <公共>

【平成30年度第2次補正予算額 3,600 百万円】

<対策のポイント>

畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、収穫作業等の受託や大型機械化体系に対応した草地整備を推進します。

<政策目標>

飼料作物の単位面積当たりの収量が25%以上増加するよう草地の整備等を推進

<事業の内容>

1. 大型機械化体系に対応した草地整備

大型機械による効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等を推進

(主な工種：区画整理、暗渠排水 等)

2. 家畜糞尿を活用した肥培かんがい施設の整備

家畜ふん尿を発酵しスラリーとして有効活用するための肥培かんがい施設等の整備を推進

(主な工種：肥培かんがい施設、排水施設 等)

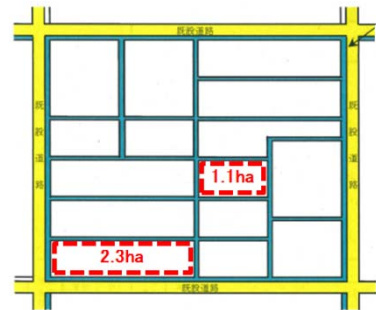
3. 泥炭地帯における草地の排水不良の改善

土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による草地の湛水被害等に対処する整備を推進

(主な工種：整地、暗渠排水、排水施設 等)

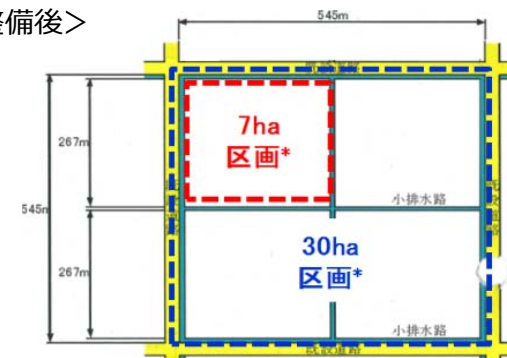
<事業イメージ>

<整備前>



現況の自然水路に合わせて整備

<整備後>



大区画による効率的な飼料生産

※小排水路が不要な地区は30ha区画、小排水路が必要な地区は7ha程度の区画



個人所有の農業機械による作業



山成に合わせて整備

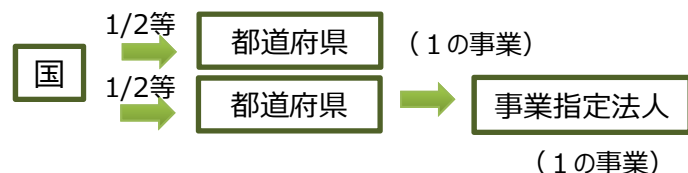


大型作業機械による作業



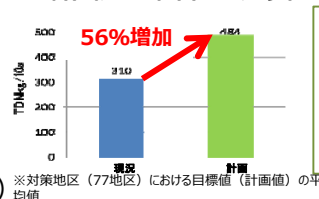
生産性向上のため、緩傾斜に整地

<事業の流れ>



事業実施主体が国の場合は、国費率2/3等(1、2、3の事業)

飼料作物の単位面積当たり収量



※対策地区(77地区)における目標値(計画値)の平均値

* TDNとは、飼料作物中の可消化養分のことをいい、TDNkg/10a は栄養価ベースの収量を指す

- ・飼料生産コストの低減
- ・地域ぐるみの収益性向上に大きく貢献

【お問い合わせ先】

- (1の事業) 生産局飼料課 (03-6744-2399)
- 農村振興局農地資源課 (03-6744-2207)
- (2の事業) 農村振興局水資源課 (03-3502-6244)
- (3の事業) 農村振興局防災課 (03-3502-6430)

災害復旧等事業 <公共>

【平成30年度第2次補正予算額 33,641 百万円】

<対策のポイント>

台風24号等により被災した農林水産業施設・公共土木施設を早期に復旧するための災害復旧等事業を実施します。

<政策目標>

被災した農林水産業施設・公共土木施設の速やかな復旧整備

<事業の内容>

1. 災害復旧事業 26,507 百万円

○ 被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧事業を実施します。

農業施設災害復旧事業	14,862 百万円
山林施設災害復旧事業	10,003 百万円
漁港施設災害復旧事業	1,642 百万円

2. 災害関連事業 7,134 百万円

○ 再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改築又は補強等を実施します。

農業施設災害関連事業	351 百万円
山林施設災害関連事業	6,772 百万円
漁港施設災害関連事業	11 百万円

<事業の流れ>



※ この他、一部を直轄でも実施

<事業イメージ>

農地・農業用施設の被害状況



治山・林道施設、林地の被害状況



漁港施設・漁業用施設等の被害状況



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2211)
 林野庁治山課 (03-3501-4756)
 水産庁防災漁村課 (03-3502-5638)

中山間地域所得向上支援対策 <一部公共>

【平成30年度2次補正予算額 28,000 百万円】
 (優先枠を設けて実施)

<対策のポイント>

中山間地域において、**収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に**、所得向上に向けた実践的な**計画策定**、水田の畑地化等の**基盤整備**、生産・販売等の**施設整備等**を総合的に支援します。

<政策目標>

中山間地域所得向上支援対策の実施地域において、次のいずれかの目標を設定。

- 販売額の10%以上の増加
- 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

<事業の内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、市町村等が策定した所得向上計画に基づき、支援事業の実施及び関連事業の優先採択等を行います。なお、計画策定に際しては、マーケティングの専門家など、第三者の参画を得て所得向上の確実性を高めるものとします。

中山間地域所得向上支援事業

- 生産～加工～流通～販売の各行程において、地域自らが選択し実施する、**基盤整備や施設整備等の各種事業をワンストップで総合的に支援**します。

① 所得向上推進事業

農産物の販売戦略の策定など販路拡大の取組等を支援します。

② 基盤整備

中山間地域の実情に応じた、農地整備、水利施設の整備等を支援します。

③ 施設整備等

集出荷・加工施設の整備等を通じた収益性の高い農産物の生産拡大、鳥獣被害防止施設の整備による農作物被害の防止等を支援します。

※このほか、関連事業による優先枠を設定

<事業の流れ> (※事業メニューにより異なる)



<事業イメージ>

中山間地域所得向上支援事業 【80億円】

中山間地域の所得向上に向け、必要な取組①～③を選択して実施

〔対象地域〕 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

① 所得向上推進事業

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等

〔実施主体〕 地方公共団体 〔補助率〕 定額 (最大500万円/地区)

② 基盤整備

- ・水田の畑地化
- ・農業用排水施設整備等



〔実施主体〕 地方公共団体、農業者団体等
 〔補助率〕 55% 等

③ 施設整備等

[施設整備]

- ・集出荷・加工施設の整備
- ・鳥獣侵入防止柵整備等



〔実施主体〕 地方公共団体、農業者団体、鳥獣被害対策協議会 等
 〔補助率〕 50%以内 等

[高収益農産物の生産]

- ・導入1年目の種子・肥料等資材購入 等



[高付加価値・販売力強化]

- ・加工品等商品開発 等



関連事業による優先枠の設定 【200億円】

中山間地域所得向上計画を策定した地域は、以下の関連事業において優先的に採択・配分

- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 産地パワーアップ事業
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産クラスター事業)

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3502-6286)